

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなみまぐろ保存委員会

## 第7回年次会合報告書

2001年4月18-21日  
オーストラリア、シドニー

第7回年次会合報告書  
2001年4月18 - 21日  
オーストラリア、シドニー

議題1. 開会

議題1.1. 歓迎の辞

1. ビル・マンスフィールド氏は、開会の部は公開であることを述べると共に会議を開会し、オーストラリア、日本及びニュージーランドからの代表者並びに韓国、南アフリカ及び台湾からのオブザーバーを歓迎した。会議の後半において、議長はインドネシアからの代表者を歓迎した。

議題1.2. 議題の採択

2. 議題は、別紙Aで回章されたとおりに採択された。
3. 会議参加者リストは別紙Bで添付されている。
4. 会議に提出された文書のリストは別紙Cで添付されている。

議題1.3. オープニングステートメント

議題1.3.1. 加盟国

5. CCSBTにおけるそれぞれの立場の紹介において、加盟国は最も高い優先順位の議題項目を各代表団に明らかにした。オープニングステートメントは別紙Dで添付されている。

議題1.3.2. 他の国及び団体

6. 韓国、南アフリカ及び台湾は、会合への参加招致に対して委員会に感謝した。韓国及び台湾は、別紙Dで添付されている。に含まれるオープニングステートメントを提出した。また南アフリカは、政府によって依然検討中であるものの正式加盟への関心を表明した。インドネシアは、引き続いてCCSBTに加盟する関心を表明したが、予算及び財政的な理由が大きな制約になっている。

議題2. 事務局からの報告

7. CCSBT事務局長のキャンベル・マクグレガーは、2000年3月の第6回年次会合以降の事務局の活動に関する報告書CCSBT/0104/04を提出した。委員会はこの報告書を確認した。

議題3. 財政運営委員会からの報告

8. 財政運営委員会は、事務局によって提示された予算案を検討し、科学調査計画及び2001年の残りの期間で計画されている会合の作業計画で明確にされた2001年に発生する見込みのある追加的な支出に対処するため、その改正を行った。委員会は、加盟国の政府が国家予算の編成の中で支出額を検討する必要性を確認すると共に、別紙Eの予算に合意した。また委員会は、2001年における韓国の加盟の可能性、科学委員会でのSRPの進捗等に基づいて、CCSBT8において2001年予算の見直しを行う可能性を確認した。韓国の分担金は、仮に韓国が2001年後半に委員会に加盟した場合、約70,000豪ドル程度になる。

#### 議題4. ミナミマグロ漁業のレビュー

9. 韓国及び台湾からの報告書と共に、加盟国のミナミマグロ漁業に関する報告書が別紙Fで添付されている。
10. ニュージーランドは、1999/00の割当年における404トンのミナミマグロの漁獲報告は、クロマグロとミナミマグロの両方を1つの区分で取り扱っているニュージーランドの国内報告要件を反映して、23トンのクロマグロを含んでいた。

#### 議題5. 科学委員会からの報告

##### 議題5.1. 科学調査計画に関する討議の概要

##### 議題5.2. 資源評価プロセスに向けた進展

11. 委員会は、SRPに関する報告を含む科学委員会の報告を確認した。科学委員会議長のアンドリュー・ペニー氏は、別紙Gで添付されている科学委員会の報告書、特に「科学調査計画に関するCCSBTへの科学委員会の報告書」を説明した。
12. CCSBT加盟国は、科学委員会の報告に感謝すると共に諮問パネル及び独立議長による助力に感謝した。委員会はSRP提案を含むその報告及びその勧告を採択した。
13. その報告書の採択において、管理戦略評価フレームワークの開発に着手するために諮問パネルによる申し出を承認することが合意された。
14. また日本は、“...利用可能なデータは、VSの解釈には、根拠がないことを指摘している。つまり、現在、日本の延縄漁業による漁獲がない海域にも多くの魚が生息している。このことは、他の国の努力量分布から広範な空間のスケールで、また、過去の調査漁獲計画の結果から特定地域のスケールで証明されている...”といった報告書における参照文を引用した。ミナミマグロ漁獲量の評価及び科学オブザーバー計画は、公海操業では旗国の、また200海里内操業では沿岸国の責任の下で実施されるべきであることが確認された。日本は、小型ミナミマグロの混合率及び大型ミナミマグロの回遊パターンの調査を含む目的のため、専用延縄漁船を利用して標識放流計画を実施する意向であると述べた。また日本は、特にCCSBT8の前に標識放流計画のためのSRPワークショップを開催する必要性を強調した。個々の国が9つのSRPの構成要素のいくつかを実施する一方で、計画が満足に進捗することを確保するために、CCSBTが必要な限り全ての構成要素に関与すべきであることが認識された。日本は、新造船照洋丸と他のもう1隻の調査船を利用して加入量モニタリング計画及び産卵場調査計画を実施する準備をしている

ことを通知した。日本は、これらの計画が成功裏に実施されるように関連する国の協力を要請した。更に日本は、オブザーバーが全ての関連する国／団体の漁船の全てのタイプに対応すべきであり、オブザーバー捕捉率は、他のマグロ地域管理機関での同様な計画及び費用等を勘案して、現実的なものにすべきであることを提案した。

15. 他国の排他的経済水域で実施される調査計画の提案に関連して、インドネシアは、いかなる計画もその国の許可の下に実施されるというその見解を示した。
16. 非公式なワーキンググループが全体会合の外で開催され、初期のSRP実施のための作業計画を作成した。‘CCSBT科学調査計画の実施に関する作業グループの報告書’が採択され、別紙Hに示されている。日本は、科学的割当量の未利用部分を将来の利用のため繰り越すことを要求した。科学委員会の議長は、必要となる調査枠を超える場合には、次の年にCPUEの解釈に関する調査を検討する必要性があるかもしれないことに言及した。委員会は、SRPに利用される未利用調査枠の利用の可能性をレビューすることに合意した。

## 議題 6. 非加盟国との関係

### 議題6.1. インドネシア、韓国、南アフリカ及び台湾

17. オーストラリアとインドネシア間の話し合いにおいて、インドネシアは、そのミナマグロの漁獲の大部分が混獲によるものと考えられることを表明した。しかしながら、インドネシアは、台湾船又は台湾人の漁労長が乗船している漁船がミナマグロを狙っていることも確信していた。インドネシアの見解では、インドネシアに水揚げされるミナマグロは約300トンであった。約500隻の漁船がインド洋で漁獲するためバリの沖合いで操業しているとすると、全ての漁獲物がインドネシアに水揚げされているのかどうか、又はそのいくらかは転載されているのかどうか明確にする必要があった。
18. インドネシアは、2つの事項を決定することを希望した。
  - (1) 産卵が厳密に産卵場のどこで行われているのか。また、
  - (2) 主要な産卵要因は何か。
19. この情報は、インドネシアが漁業者に勧告するため、あるいは漁業活動を規制するために利用できる。
20. インドネシアは、CCSBT加盟のための財源が問題であることを指摘し、いくつかの協力的な調整が可能かどうかについて思案している。オーストラリアとインドネシアは、既に貴重な共同港内検査や監視作業に従事しており、またオーストラリアは、インドネシアのマグロ漁業に関して更に協力的な作業を行うために、現在インドネシアと作業を行っている。
21. 韓国は、条約加盟のためのプロセスを最終化するために残された問題を解決する一致団結した努力を行っているとした。また韓国は、今年の終わりまでにCCSBTの加盟国になる期待と共に、ミナマグロ条約の加盟に向けた進捗を報告した。韓国は、SRP提案への支援を表明し、さらに将来において計画を一層良いものにする

るため、並びに計画の効率的な運営に貢献するために全てのSRP関連会合に参加するその意向を表明した。

22. 委員会は、加盟の進捗状況における懸念を表明し、韓国に出来る限り早急に明確な加盟に向けての予定を提示することを求めた。
23. 委員会加盟国は、台湾代表との協議に次いで、別紙 I での決議に従って、委員会の作業での台湾の参加を促進させるために、拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する取決めが行われたと述べた。委員会は、その決議に合意した。この決議への合意において、日本は、日本政府との関連で、その合意が外交文書の交換を意味するのではなく、書簡の交換と解釈することに基づくものであると述べた。
24. 台湾は、CCSBTへのその参加に関連して委員会加盟国による努力に感謝した。決議の採択と共に、台湾はその取決めを承認するその意向を表明する前に国内手続きを早急に促進する。台湾は、可能な限り早い段階でCCSBTの作業に関与することを希望する。

### **議題 6.2. その他**

25. 委員会は、日本へのミナミマグロの輸入統計に関して日本によって提示されたデータ (CCSBT/0104/18) は、多くの非加盟国の漁獲量レベルの変化を示しており、結果的にこれら非加盟国からの日本へのミナミマグロの輸入が低く押さえられていることに言及した。

### **議題6.3. 行動計画**

26. 委員会は、国及び団体にCCSBT行動計画 (CCSBT/0104/05) の規定を通知するために行う措置を確認した。行動計画のパラグラフ 2 に従って、委員会は、委員会の保存管理措置の効果を減退させる方法でミナミマグロを漁獲している漁船を有する非加盟国として、カンボジア、赤道ギニア、ホンジュラス及びベリーズを特定することに合意した。現段階ではこれらの国々に対して貿易的措置は取られないことが合意された。しかしながら、仮に近い将来にミナミマグロの漁獲を管理することに関してこれらの国々からの協力が得られなければ、委員会の管理手法と一致した取決めを交渉する観点から、これらの国の行動を監視し続ける。
27. インドネシアと委員会との間の対話は継続しており、また加盟国は、インドネシアの協力を確保する観点から、オーストラリアがインドネシアとの協議を継続すべきであることに合意した。それゆえ、現段階では、インドネシアを特定するために行動計画の下で行動をとらないが、この問題はCCSBT 8 で見直されることが合意された。
28. 便宜置籍延縄漁船の活動を縮小するために、日本及び台湾によって実施されている共同行動について討議した。その計画には、台湾旗の下で管理を行うために、台湾起源の便宜置籍船を帰還させることや、中古の日本起源の便宜置籍船を買戻し及びスクラップすることを含んでいる。日本は、いくつかの漁船は、政府及び業界組織の管理外にあり、またこのことがその計画の効果を減退させていると考察している。台湾は、国内的な問題のために、日本との合意のとおり早急に行動を実行することはできず、またその更なる協議が次の数週間で行われると認識している。

## 議題 7. 貿易情報スキームの適用と運用

29. 日本は、スキームの運用からのこの10か月間に、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾、フィリピン、インドネシア及びトンガから製品の輸入があったことを報告した。日本に輸出している多くの国が、添付された不備文書の初期の欠点を克服している一方で、その問題は依然として幾つかの国で存在している。インドネシアからの輸入品に添付されている文書に見られる問題点には、添付されている文書における登録証明者の印象の欠落を含んでいる。事務局に元々登録されている公式なインドネシア証明者の印象は、現在変更されている。日本は、蓄養に関するデータは6ヶ月ごとに事務局に提供されることに言及し、オーストラリアに限られるこの情報を直ぐに入手することを希望した。
30. 日本は、全てのTISに関連する国／団体に対してTISの適切な実施を求める書簡が送付されることを要求し、またTISに関連する国内規則に従って、そのような製品を保留することは可能であると述べた。また日本は、この規則を厳格に適用するかもしれないと述べた。
31. オーストラリアは、直に蓄養ミナマガロの輸出に関する報告書を事務局に提示する。オーストラリアは、CCSBT8前に蓄養ミナマガロの成長率に関する科学調査を実施すると述べた。またオーストラリアは、TISの必要条件のより詳細な説明を国内の輸出業者に提示する。
32. ニュージーランドは、TISに協力することを繰り返し述べた。またニュージーランドは、非加盟国による日本へのミナマガロの輸出の減少は、おそらくTISの結果であると述べた。ニュージーランドは、出来る限り効率的にそのシステムを運用することを表明した。
33. 日本は、台湾が1450トンの自主的漁獲制限に合意しているという理解であるということ指摘した。しかしながら、1999年の日本の貿易統計は、台湾が原魚重量で1800トン以上に相当する量を日本へ輸出していることを示している。日本は、この自主的規制の明確な超過は重大な問題であると考えている。この数値が、インドネシアとして漁獲されている漁獲量の可能性を含めて、他の国によって漁獲されている漁獲量を含んでいるのかどうかについて疑念があった。早急に確認する必要があった。
34. 台湾は、自主的漁獲規制及びTIS計画の実施によってCCSBTに十分に協力していると回答した。日本が言及した数値は、おそらくインドネシアと漁業協力を行っている小型延縄船の生鮮の漁獲物を含んでいる。
35. オーストラリアは、不穏な動きとしてインドネシアと台湾間の考えられる関係を調べていた。この情報から、オーストラリアは、インドネシア／台湾の合弁漁業での台湾人船長が産卵場でのミナマガロを狙っていると理解しており、この実際的なケースを説明した。
36. 台湾は、合弁漁船による漁獲量に関する更なる調査の必要性があることに合意し、またオーストラリアによって提示された問題に関して継続調査をする。オーストラリアは、2001年8月の科学委員会においてこれに関する文書を提示することを提案すると共に、これらの問題（産卵場における漁獲、またインドネシア水域

での台湾人によって運行されている合弁船によるミナミマグロの漁獲の帰属)が科学的な方法で緊急性をもって取り扱われることを強調した。

37. 日本は、オーストラリアの提案を支持するにおいて、その公式な会合を出来る限り早急に開催すべきである一方で、次の科学委員会は既にその優先順位を決めていることを指摘した。すなわち、それについては他の会合で取り扱われるべきであるとの提案を行った。それまでは、日本は、加盟国がインドネシアと台湾との非公式な会合を継続することを提案した。TIS及び産卵場におけるミナミマグロの漁獲に関するこれらの提案に合意するにおいて、ニュージーランドはこれらの問題に関して更に明確にすることを繰り返し要請した。
38. 会合は、これらの問題に関する文書を2001年10月のCCSBT8での説明のため準備することに合意した。

## 議題8. 他の機関との関係

### 議題8.1. 関連する漁業管理機関会合の報告

39. オーストラリアは、‘南半球のアホウドリ及びミズナギドリの保存協定’が採択された2001年1月29日～2月2日における南アフリカ、ケープタウンでの会合に関して報告した。会合の報告書のコピーが、場外での加盟国の検討及び次の委員会会合での討議のために配布された。
40. 委員会加盟国は、海鳥の混獲を重要な問題として認識しており、そのような偶発的な混獲を軽減する手段を講じている。日本は、国際的な行動計画に従って海鳥を保存するための行動を行い、また業界に遵守を求める措置を講じている。委員会加盟国は、渡り鳥に関する活動は、生態系関連種作業部会(ERSWG)に付託されていることに合意した。オーストラリア及びニュージーランドは、サメ及び亀がERSWGの作業に含まれることを提案した。その一方で日本は、FAOがこれらの種の議論を行う適切な場であると考えている。
41. 日本は、鯨類とミナミマグロ資源及びミナミマグロ漁業の間の相互関係は、ERSWGの作業に含まれるべきであることを指摘した。オーストラリア及びニュージーランドは、この問題をこの状況下で議論することが適切であるとは考えていないと指摘した。

### 議題8.2. 関連する機関及び国際協定

42. 会合では、CCSBTが他の関連する機関との連絡を継続し、またCCSBTの関心事項に関連する会合に参加することを確保することが重要であると考えられた。FAOの漁業統計に関する調整作業部会(CWP)、インド洋マグロ類委員会(IOTC)、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)及び他の関連するFAO会合は、CCSBTにとって優先されるべきである。大西洋マグロ類保存委員会及び全米熱帯マグロ類委員会などの他の会合への参加は、その会合の議題によって判断するように、会合の関連性に基づくべきである。

43. 会合は、CCSBT/0104/16に規定されている国際協定の必要条件を実行するために必要な活動に関連した問題に言及した。加盟国は、専門家と共にこれらの問題を検討し、またそれらを次のCCSBT会合でレビューすることに合意した。

#### **議題8.3. FAO及び非FAO地域漁業機関会合**

44. 事務局長によるそれらの会合に関する報告書が確認されたCCSBT/0104/07。

#### **議題8.4. 科学委員会への非政府組織の参加**

45. 加盟国は、CCSBT 8でこの問題に関して結論に達するような状況になるため作業を行うことに合意した。

### **議題9. 総漁獲可能量及びその割当量**

#### **議題9.1. 総漁獲可能量**

46. 委員会は、本会合で採択された科学調査計画が資源評価プロセスに貢献することを確認した。ニュージーランドは、科学調査計画で特定された関連する科学的な作業が実行され、資源評価プロセスに統合されるまでは、TACの変更を支持する根拠がないと考えている。日本は、ミナマグロ資源は好ましい方向に移行しており、また独自の計算に基づくと、TACを3000トン増加し約15,000トンにすることは合理的であると考えている。オーストラリアは、TACの変更は時期尚早であると考えている。オーストラリアは、外部科学者の作業を支持し、また総漁獲可能量の変更を検討する前にSAG及び資源評価の結果を待つことが重要であると確信している。
47. 委員会は、2001年のTACを設定することはできなかった。しかしながら、2001年の資源評価プロセスはCCSBT8前に完成し、加盟国が2002年のTACを検討し採択することを可能にすることを認識している。

#### **議題9.2. 国別割当量**

48. オーストラリア及びニュージーランドは、TACが設定されない間、自主的に委員会ですべてに合意されたレベルで国別割当量を維持することを表明した。
49. 日本は、自主規制を継続するけれども、国際海洋法裁判所（ITLOS）によって発せられた暫定措置に従って1999年の漁獲量から差し引いた711トンの漁獲量を計上するために、委員会の理解を求めると述べた。日本は、ミナマグロ紛争で管轄権を持たないと仲裁裁判所が決定したことで、これらの命令は、自動的に無効となっていることに言及した。ニュージーランドは、仲裁裁判判決の関連部分の異なる法的な解釈に端を発して、日本が2001年でのその漁獲量に711トンを加える権利があるかどうかとの問題に言及した。その見解では、日本が関係する法的な問題を確認すること無しに次の段階に進むことは不適當である。オーストラリアは、日本がこのトン数を上乗せすべきでないとした以前に述べた法的な見解を変更しておらず、またその見解では、日本はITLOSの暫定措置の下で既に取られたこれらの行動を撤回すべきでないとして述べた。

50. 日本は、2001年の自主的国別割当量として6065トンが基準であることは認識している一方で、様々な適切な場を通じて、711トンの増加に関し、オーストラリア及びニュージーランドの理解を求めていくと述べた。

**議題10. 2001-02年の作業計画**

**議題10.1. 次のERS作業グループ会合の日程**

51. 議題草案CCSBT - 生態系関連種作業部会が提出された。その議題は委員会によって採択され、別紙Jに添付されている。

**議題10.2. 他の会合**

52. 委員会は、別紙Kで添付された2001年の作業計画を採択した。

**議題11. 他の作業**

**議題11.1. 事務局長の募集プロセス**

53. 委員会は、この事項はCCSBT 6(3)で決定されていることを確認した。

**議題11.2. データベース管理者の任命**

54. 委員会は、ロバート・ケネディー氏がデータベース管理者の職務に任命されたという事務局長からの報告を確認した。

**議題11.3. データベースへのデータ入力の調整**

55. 委員会は、この問題が、SRPの作業計画に含まれること、またミナマガグロの漁獲量の評価の一部として更に議論されることを確認した。

**議題11.4. 委員会文書の秘密性**

56. 委員会は、委員会会合の報告書、委員会の補助又は諮問機関の報告書、またそのような会合に提出された文書の秘密性の問題を検討し、委員会の手続き規則の規則10を改正することに合意した。合意された改正規則10は、別紙Lに添付されている。

57. 委員会は、規則10（改正されたもの）は、第7回年次会合の閉会、即ち2001年4月21日から効力を有することに合意した。

58. 委員会は、改正された規則10に合意する以前に、多くの文書が存在することを確認した。委員会の加盟国は、要求に基づき、著者と加盟国（仮に著者が加盟国の代表ならば、）の両方がその文書を公表する許可を与える場合には、そのような文書が利用可能になることに合意した。

59. 委員会は、添付された補助又は諮問機関の報告書を除く先の委員会会合の報告書は一般に公表されることを確認した。委員会加盟国は、要求に基づき、全ての加盟国の許可が得られる場合に、先の補助又は諮問機関の報告書が利用可能になることに合意した。

### 他の問題

#### 西部及び中部太平洋漁業条約 (WCPFC)

60. 日本は、特にCCSBTとのその責任の重複、意思決定プロセス及び紛争解決メカニズム等で、将来にミナマグロ問題に著しい影響を及ぼすWCPFCとの懸念を表明した。また日本は、現在のWCPFCが、UNCLOSの第64条及び118条並びに国連魚類資源協定の第8条（3）の下での協力の精神に反していることを強調した。
61. それに応じて、ニュージーランド及びオーストラリアは、MHLICで採択された条約（WCPFC）は、太平洋諸国及び遠洋漁業国を交えた長期に渡る交渉の結果であることに言及した。ニュージーランド及びオーストラリアはWCPFCの第1回の準備会合が来週にクリストチャーチで開催されると述べ、また、その関心事である日本が指摘した問題が、その準備会合で討議されることを確保するために議論が行われていると理解していた。ニュージーランド及びオーストラリアは、WCPFC及びCCSBT間でのミナマグロに関する管轄権が重複するという日本によって提示された問題は、地域性に基づく権限とCCSBTでのミナマグロに対するような特定の種に関する責任の間で、同様の特徴が見られる他の地域漁業協定での状況を反映していることに言及した。
62. 日本は、排他的なメンバーの地位の状況下では、WCPFCを改善する公平な討議を行うことは不可能であり、またこれが日本のその会合への参加を不可能にしていると回答した。また日本は、MHLIC 7において、ミナマグロをWCPFCの管轄権から除くように試みたことを言及した。しかしながら、オーストラリアとニュージーランドは、その条約からのミナマグロの除外に反対した。

#### 入港禁止

63. 日本は、オーストラリアが健康診断や緊急的な理由を含んだ人道上の観点から、日本の漁船に対して早急にその港を開放するべきであることを要求した。また、一方的な寄港禁止以後、死亡を含む事件が増加していることを説明した。
64. その返答で、オーストラリアは、海上での生命の安全を重要視しており、オーストラリアの国際的な義務に従って、外国漁船は緊急の場合において寄港許可を取得する必要無しにオーストラリアの港に入港しても差し支えないと述べた。
65. また、オーストラリアは、日本漁船のオーストラリアへの港への寄港のための取決めが近い将来正常化すると述べた。

### 議題12. 閉会

#### 議題12.1. CCSBTの議長及び副議長の選任

66. 本会合は、弓削志郎氏（日本）を議長として、ドン・バンフィールド氏（オーストラリア）を副議長として選任した。

**議題12.2. 報告書の採択**

67. 委員会は第7回年次会合の報告書を採択した。

**議題12.3. 閉会**

68. 会合は、午後4時30分に閉会した。

ビル・マンスフィールド

議長

2001年4月21日

## 索引

### 別紙リスト

- 別紙 A. 議題
- B. 参加者リスト
- C. 文書リスト
- D. オープニング・ステートメント
- E. 予算 – 2001
- F. ミナミマグロ漁業のレビュー
- G. 第5回科学委員会報告書
- H. C C S B T 科学調査計画の実施に関する作業グループの報告
- I. 拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議
- J. 議題草案 – C C S B T 生態系関連種作業部会
- K. 2001 年後期の会合予定表
- L. 改正規則 10 – 委員会文書の秘密性

**議題**  
**第 7 回年次会合**  
**2000 年 4 月 18 - 21 日**  
**オーストラリア、シドニー**

1. 開会
  - 1.1 歓迎の挨拶
  - 1.2 議題の採択
  - 1.3 オープニング・ステートメント
    - 1.3.1 加盟国
    - 1.3.2 他の国及び団体
2. 事務局からの報告
3. 財政運営委員会からの報告
4. ミナミマグロ漁業のレビュー
5. 科学委員会からの報告
  - 5.1 科学調査計画に関する討議の結果
  - 5.2 資源評価プロセスの進捗
6. 非加盟国との関係
  - 6.1 インドネシア, 韓国, 南ア及び台湾
  - 6.2 その他の国
  - 6.3 行動計画
7. 貿易情報スキームの実施及び運用
8. 他の機関との関係
  - 8.1 関連する漁業管理機関の会議報告
  - 8.2 関連する機関及び国際協定
  - 8.3 FAO 及び非 FAO 地域漁業機関の会合
  - 8.4 科学委員会への IGO の参加
9. 総漁獲可能量及び割当量
  - 9.1 総漁獲可能量
  - 9.2 国別割当量
10. 2001-02 年の作業計画
  - 10.1 次期 ERS 作業部会の日時
  - 10.2 他の会合
11. その他の作業
  - 11.1 事務局長募集のプロセス
  - 11.2 データベース管理者の任命

- 11.3 データベースへのデータ入力の調整
- 11.4 委員会文書の秘密性
- 12. 閉会
  - 12.1 CCSBT 8 の議長及び副議長の選任
  - 12.2 会議報告書の採択
  - 12.3 閉会

参加者リスト  
CCSBT 第7回年次会合  
2001年4月18日-21日  
シドニー、オーストラリア

**議長**

ビル・マンズフィールド                      外務貿易省付顧問

**SC 議長**

アンドリュー・ペニー                      魚類研究経営コンサルタント

**SAG 議長**

ジョン・アナラ                              ニュージーランド漁業省科学政策管理者

**オーストラリア**

グレン・ハリー（代表者）	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ドン・バンフィールド	農漁業林業省産業開発部長
ジョナソン・バリントン	農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム担当官
チャールズ・ハウスネヒト	農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム担当 補佐官
ジョン・カリッシュ	農漁業林業省農村科学局漁業林業部上席調査官
アンドリュー・マックニー	オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業上席 管理者
デビット・ウォルター	オーストラリア環境庁持続的漁業課課長補佐
コリン・ヘーゼルタイン	外務貿易省北アジア課第一次官
ジョン・ラングトリー	外務貿易省香港、マカオ及び台湾課長
エマ・カーズレイク	外務貿易省法務局
ダグ・トラペット	外務貿易省日本担当官

ジョシュア・ブライエン	法務省国際法部貿易、環境法担当官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアマグロ漁船船主協会会長
ジョー・パグリシ	(株) オーストラリアンブルーフィン (株) 社長
テリー・ロマロ	オーストラリア船舶エージェンシー管理責任者
ジム・スカーダナス	ケバチシーフード輸出 (株) 管理者
デニス・ボイド	グリーンピースオーストラリアパシフィック
	海洋、林業キャンペーンコーディネーター
アナ・ウィロック	トラフィックオセアニア海洋上席顧問

## 日本

弓削 士郎 (代表者)	水産庁資源管理部審議官
小松 正之	水産庁資源管理部参事官
伊藤 嘉章	外務省経済局漁業室長
内海 和彦	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
遠藤 久	水産庁資源管理部国際課課長補佐
石原 圭子	外務省経済局漁業室室長補佐
光石 晃章	水産庁資源管理部国際課係長
野頭 賢一	水産庁資源管理部遠洋課係長
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
渡辺 勤	日本鯉鮪漁業協同組合連合会専務理事
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会国際部
島山 吉勝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
羽根田 弘	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
檜垣 浩輔	全国かつお・まぐろ漁業者協会
金沢 俊明	全国かつお・まぐろ漁業者協会

## ニュージーランド

ウィリアム・エマーソン (代表者)	漁業省上席政策分析官
マイケル・ライペン	漁業省付国際顧問
トニー・ブラウン	外務貿易省北アジア課課長
エラナ・ゲッディス	外務貿易省法務局法律顧問
ジェフ・マッカリスター	外務貿易省

ピーター・ケル	在日ニュージーランド大使館
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
チャールズ・ヒュフレット	ソランダーマリタイム
トレバー・ハンセン	ツナニュージーランド
セーラ・デュシー	グリーンピースニュージーランドキャンペーナー
ブレント・マーシャル	モアナパシフィック（株）

オブサーバー

## 韓国

ピョン・シク・シン（代表者）	海洋漁業省国際協力局長
ジョン・ゲウン・キム	在豪韓国大使館一等書記官
ユン・チュル・リー	在豪韓国領事官領事
サン・クウォン・ソー	海洋漁業省国際協力局長付漁業顧問
ヒョン・ウック・クウォン	海洋漁業省国際協力課
ムン・サン・パーク	韓国遠洋漁業協会国際協力部管理責任者
キ・チョウル・ワン	ドン・ウォンフィシャリーズ（株） 上席管理責任者

## 台湾

ホン・イェン・ファン（代表者）	農業行政委員会漁業室遠洋漁業課長
ホームー・チャン	外務省国際組織課課長
クオ・チン・プー	外務省条約法務局上席補佐官
ユー・イー・ファン	農業行政委員会漁業室遠洋漁業課長
シュウ・リン・リン	農業行政委員会漁業室遠洋漁業課研究者
シュイ・カイ・チャン	農業行政委員会漁業室研究開発センター准研究員
チャン・シャン・ウー	台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会 インド洋操業委員会議長
クアン・ティン・リー	台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会書記官
クオ・チン・ウー	台湾遠洋マグロ漁船船主魚類輸出業協会

## 南アフリカ

ハロルド・ホヤナ

在豪南アフリカ大使館

## インドネシア

ハズジム・ジャラル

海洋水産省付大使／特別顧問

ゲルウィン・ジュサフ

海洋水産省経済、社会、文化局付顧問

## CCSBT 事務局

キャンベル・マッグレガー

事務局長

金子 守男

事務局次長

チカ・スカリー

事務担当

デビット・キャンベル

## 通訳

サエミ・ババ

クミ・コイケ

ユキ・サエグ

第 7 回年次会合文書リスト

(CCSBT/0104/ )

1. Agenda
2. List of participants
3. List of Documents
4. Report from the Secretariat
5. Reply from countries concerning Action Plan
6. The evaluation for the implementation of Trade Information Scheme by the Secretariat
7. Report of Meeting of FAO and Non-FAO Regional Fisheries Bodies or Arrangements
8. IGO's Attendance at the SAG and Scientific Committee Meetings
9. Meeting Time Table for 2001
10. Proposal to amend the Rules of Procedure on confidentiality
11. Proposal on database format for data maintained at the Secretariat of the CCSBT
12. Full implementation of the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna Trade Information Scheme/Statistical Document Program—paper by Australia
13. Draft Budget for 2001
14. Invitation to attend meeting of FAO Coordinating Working Party on Fishery Statistics
15. Data Confidentiality – Attachment B, Term of Reference for a Database and Database Manager for the CCSBT Secretariat (Version 5, 25 July 2000)
16. Relationship With Other Parties—Relevant Organizations and International Instruments
17. Incomplete document of CCSBT TIS(Taiwan, Korea, Indonesia, New Zealand, Philippines, Australia, Tonga) —paper by Japan
18. Import Statistics of SBT by Japan—paper by Japan
19. Draft- Report of the Working Group on Implementation of the CCSBT Scientific Research Program
20. Resolution to Establish an Extended Commission and an Extended Scientific Committee
21. Draft Agenda – CCSBT Ecologically Related Species Working Group

オープニング・ステートメント

(CCSBT/0104/OS- )

Australia

Japan

New Zealand

Korea

Taiwan

ミナミマグロ漁業のレビュー

(CCSBT/0104/SBT Fisheries- )

Australia

Japan

New Zealand

Korea

Taiwan

## 情報文書

(CCSBT/0104/info- )

1. Development of a SBT Scientific Research Program including a Scientific Fishing Component by the CCSBT External Scientists
2. Progress Report of the Working Group Established to Identify and Evaluate Sources of Difference in Projection Results Between Approaches used by Australia and Japan(16 November 2000)
3. Timing for Exchange of Data and Documents for the 2001 SAG and SC
4. Recommendation for Document Exchange

## 報告書

(CCSBT/0104/Rep. )

1. Report of the fifth Meeting of the Scientific Committee
2. Report from the Finance and Administration Committee
3. Report of the Working Group on Implementation of the CCSBT Scientific Research Program

オーストラリアのオープニング・ステートメント - CCSBT7

議長の暖かい歓迎に感謝します。またオーストラリアを代表して、ここシドニーで開催される CCSBT 第 7 回年次会合への全ての代表団及びオブザーバーの参加を暖かく歓迎したいと思います。我々は、韓国、チャイニーズ・タイペイ（台湾）、インドネシア及び南アフリカからのオブザーバーと共に、特に日本及びニュージーランドの代表団を歓迎します。

オーストラリアは、ニュージーランドのビル・マンズフィールド氏が委員会の議長に就任することを歓迎します。また我々は、あなたが CCSBT の作業で賢明な指導を行っていただけだと確信しています。

キャンベル・マクグレガーが事務局長として成し遂げた作業に対して感謝し、また今後の引退又は新たに歩まれる他の道におけるご多幸をお祈りします。

他の委員会加盟国と共にオーストラリアは、韓国及びインドネシアの 1993 年のミナミマグロ保存条約への加盟の意思声明を歓迎します。我々は、加入プロセスに関連する国内手続きが早期に完了すること、また両国が委員会に正式に加盟することを歓迎できる日を楽しみにしています。

オーストラリアは、委員会の成功裏の運営、及びそれを通じた世界的なミナミマグロ資源の長期間の保存及び最適利用に専心し続けており。この一部として、オーストラリアは、ミナミマグロのための効果的な世界的な取決めを開発し、実施し、また見直すことにおいて、CCSBT を優先する立場をとっている。

我々は、信頼し得る SRP を前進させるために作業を行った外部科学者と CCSBT 加盟国の科学者両方への感謝の意を記録に残したい。協力と協調のこの新たな段階は適切なものであり奨励されるべきである。

この会合では、討議を行う多くの事項があります。特に、オーストラリアは、以下に集中した討議を行いたい。

- CCSBT 加盟国間で科学調査計画（SRP）を実施するための同意及び枠組みについて合意に達したい。
- 2002 年のミナミマグロの総漁獲可能量（TAC）が CCSBT によって設定されることを確保するために、2001 年の資源評価の段取りを確認し、またこれに関連して 2001 年の TAC の取決めに合意すること。
- 非加盟国との関連で、CCSBT の行動計画をレビューすること。我々は、全てのミナミマグロ漁獲国及び団体の加盟及び正式な協力を奨励することの重要性を強調しつづけなければならない。オーストラリアは、非加盟国による委員会の保存管理措置への支持を確保するため、また委員会の目的を阻害するミナミマグロの漁獲活動を阻止するために、どのような更なる措置を委員会加盟国が実施すべきか検討することを強く希望している。
- CCSBT 貿易情報スキーム/統計証明計画（TIS）の実施状況をレビューすること、また全ての委員会加盟国及び協力的非加盟国が、貿易情報スキーム（TIS）の下で求め

られている同様の詳細なレベルでデータを提供するための取決めを得ること。このことに関連して、我々は、全締約国のミナミマグロの漁獲量に関するより良い情報を得るとした外部科学者の勧告を実行することになっている。これは、全ての締約国による漁期を通じてのその割当量に対する定期的な漁獲報告を含む。

- 2001年における生態系関連種作業部会の会合の日時及び開催場所を設定すること。

初めに述べたとおり、オーストラリアは世界的なミナミマグロ資源の保存及び最適利用を遂行するため、議長及び他の代表と共に協力的に作業を行うことを約束している。

しかしながら、我々が全ての締約国による現在進められている協力を求めるために、同時に、我々は CCSBT の作業が前進し、我々の過去の問題を明確に解決することを決断していると述べている。

[2001年4月18日、シドニー]

オープニング・ステートメント  
みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) 第7回年次会合  
2001年4月18日  
日本

議長ありがとうございます。

みなみまぐろを巡る裁判案件については、昨年8月、仲裁裁判所が管轄権を有しないと判断し、本件問題はCCSBTの枠組みの中で、締約国の協力を得て解決していくことになりました。その後、締約国間の協力の下、資源評価の適正化に向けての非締約国対策等に進展がみられているのは喜ばしいことであります。

現在の委員会に早急に求められることは、科学的な根拠と適切な方法に基づき資源評価を実施し、早期に総漁獲可能量 (TAC) を設定することであり、これに向けて、資源評価手続きの改善等、委員会の機能強化が進展していることもまた喜ぶべきことであります。

特に、先月東京で開催された第5回科学委員会 (SC) においては、将来の適切な資源評価に向けての作業、今後の科学調査計画策定に向けての話合いが大きく進展しました。本会合において締約国はこの科学委員会の結果について更なる検討を行うこととなりますが、我が国としては、科学委員会の勧告を最大限尊重しつつ議論していく考えであります。また、この場をかり、我が国は、資源評価の改善・科学調査計画の検討にあたっての外部科学者及び資源評価グループ (SAG) 独立議長のこれまでのイニシアティブと貢献に対し、改めて感謝の意を表したいと思えます。今後もCCSBTの科学的側面の発展に向けて更なる御協力をお願いするものです。

本年のSAGにおいては、暫定的であるものの98年のSAG以来、初めて資源評価を実施する予定となっております。締約国は、科学委員会の勧告を受け適切な資源評価ができるよう最大限努力すべきであり、この結果を受けて、2002年のTACが暫定的であっても決定していくよう最大限の努力を行っていくべきです。

一方、非加盟国・地域対策に関しては、我が国の努力により、韓国が正式に加盟を表明し一定の前進は見られています。しかしながら、我が国が非公式に韓国と協議を行った結果、韓国国内での条約加盟に向けての手続きは遅々として進んでいない状況であると聞いており、CCSBTとしても韓国に対する更なる働きかけが必要と考えております。また、台湾・インドネシア・ホンジュラス等の非加盟国・地域の加盟・協力に向けての進展が見られていないのは極めて残念であります。本会合において、「行動計画」に基づいた更なるアクションを決定し、本件問題の更なる進展を図ることが必要であります。

2001年のTACについては、裁判で調整した漁獲量を含めて自主規制を考えており、是非とも締約国の理解を本会合において得たいと考えております。

なお、本年は、我が国がSAG・SC及び第8回年次会合をホスト致します。SAG・SCについては、東京で開催いたしますが、第8回年次会合については、岩手県宮古市で開催する予定であり、今次会合はもちろん、これらの会合においても加盟国の協力の下CCSBTの諸問題が進展するよう期待しております。また、今、ここにオブザーバーとして参加されている韓国が現在、加盟に向けて努力していると聞いておりますがCCSBTには是非、正式加盟国として参加されることを強く期待するものです。

最後になりますが、本会合をホストしていただいた豪州政府、関係者及びCCSBT事務局のスタッフの方々に感謝の意を表明致します。また、キャンベル事務局長につきましては長い間委員会のために働いていただきありがとうございました。今後のご活躍を期待いたします。

ありがとうございました。

みなみまぐろ保存委員会第7回年次会合  
ニュージーランドのオープニングステートメント

紳士淑女の皆さん、おはようございます。我々は新しい議長、ビル・マンズフィールド氏の指導の下で、豪州、日本の代表団と一緒にこの会合を行えることを楽しみにしております。

また、本日もご出席の、準加盟国である韓国並びに台湾、南アフリカの代表団に歓迎の意を表します。

我々は、前回の会合であげられた成果、特に、SRP 及び非加盟国に関連して実施された措置に関して満足しています。

前回の会合以降、多くの前進がありました。外部科学者が、科学委員会で討議された SRP 草案を開発しました。科学委員会の全参加者が、前回の会合において、無条件で科学調査計画の最終案を受諾しました。これについて、我々は過去数ヶ月に渡る科学者代表団及び外部科学者の SRP 集約に向けての努力を認めています。委員会によって採択された SRP を確実なものにすること、また、成功裏に実行することが我々の使命です。我々は、これがミナミマグロ資源の効果的な管理と保存のための重要な手段となることを確信しています。

また、前述したとおり、我々は、非加盟国問題における進展についても大変喜ばしく思っています。韓国の委員会への正式加盟表明は大変喜ばしいニュースです。我々は、韓国が加盟手続きを完了され、委員会の正式加盟国となられることを期待しています。

全加盟国が認識しているとおり、非加盟国の漁獲抑制は資源回復の可能性の増進に貢献するものです。このため我々は、非加盟国からの、より緊密な協力を取り付けるために、非加盟国との交渉をさらに継続させていくことが必要です。

我々はこの数日間で、前回の会議での成果を更に進展させること確信すると共に、討議の中から、より良い成果が挙げられることを期待しています。

更にこの場をお借りして、キャンベル・マクグレガー氏の、過去数年間に渡るこの委員会への貢献に感謝します。

第7回みなまぐろ保存委員会年次会合

2001年4月18日—21日

オーストラリア、シドニー

韓国のステートメント

CCSBT オープニングステートメント

ピュン・シク・シン

韓国海洋水産省

議長、代表団の皆さん、紳士淑女の皆さん、おはようございます。

韓国代表団を代表して、今会合に我々代表団を招待いただいた事について、議長並びにみなまぐろ保存委員会の加盟各国に感謝すると共に、この重要な会議の準備をそつ無く行われた、事務局の皆さんにも感謝の意を表します。

漁業管理については、科学的な資源評価においてのみならず、政治的、社会的そして経済状況と深く関わっているとよく言われていますが、これは海に十分な魚類資源があつてこそ言えることであります。

過去数十年に渡り、多数の重要な漁業が世界中で崩壊していると同時に、残存する魚類資源の豊度や、その魚の大きさまでが縮小しており、これについて特別な措置が必要とされています。深刻な異常気象変化と共に、大量漁獲は、商業魚種の資源状況を管理する重要な要素の一つです。特に、マグロ漁業において、成長加入乱獲は、残存資源に重要な影響を及ぼします。この点で、CCSBTの促進する科学調査計画を含む、様々な予防的措置は、我々の食料資源の一つを継続的に活用するために、時宜を得た適切なものであると思われま

韓国は、一漁業国として、水産資源の適切な保存と管理による資源利用の重要性を認識しており、国内における船団数の削減、違法・無報告・無規制漁業の排除、地域漁業機関への加入等により、国際漁業機関の努力に協力をしています。我々の政策に従い、韓国は、利用可能な最善の科学的情報に基づく客観的かつ合理的な解釈に基づき、ミナミマグロ資源の管理、持続的かつ最適利用にも協力を致します。

条約への加盟については、この1月に、CCSBT事務局に正式加盟の意向を書面にて通知し

ており、韓国政府は予定通りに、関連する国内手続きを全力をあげて進めています。つきましては、韓国代表団は、加盟各国と残りの諸問題について討議する非公式会合を行いたいと考えています。

更に、韓国が協力的関係国の一つになるよう、それに向けて、忍耐強く、寛容な対応を行っていただいたことに対して感謝致します。また、私は、韓国が公平かつ妥当な方法で、財政担当者の関心事項である諸問題に取り組み、加盟各国の共通の利益のため、またミナマグロ資源の保存と最適利用のために、CCSBTの全ての活動に協力することを約束致します。

我々は4日間に渡って行われるこの会合において、熱心な討議が行われ、会合が成功裡に行われることを期待致します。

ありがとうございました。

## 台湾のオープニングステートメント

2001年4月18日

議長、各国代表団の皆さん、紳士淑女の皆さん、

まず、台湾代表団を代表して、本会合への我々代表団の参加招致について、ミナミマグロ保存委員会事務局に感謝の意を述べます。

我々は、みなみまぐろ保存委員会が、多年に渡りミナミマグロの管理に尽力されていることを熟知しており、この条約に現在加盟している3カ国の努力に感謝しています。責任ある遠洋漁業国として、我々は地域におけるマグロ資源の保存管理に関する国際協力の必要性を認識しています。ミナミマグロの持続的な利用のため、我が政府は、1994年の委員会の発足以来、CCSBTに惜しまぬ協力を行っています。

ご承知のとおり、過去数年に渡り、台湾は今日まで非加盟国という立場ではあるものの、CCSBTの決議に沿うように多くの手段を講じてきています。それは、決議を履行するための国内規制を制定するのみでなく、自主的漁獲規制の義務付け、漁獲統計の提供、ミナミマグロに関する科学調査への参加を含みます。我々のそうした努力は、ミナミマグロの漁獲に携わる全ての国々から敬意を表されて然るべきであると考えます。

様々な機会において、我々は、漁業国に課せられる義務は、その権利と釣り合いの取れたものであるべきであると繰り返し述べています。また、我々は、CCSBTの他の加盟国と対等な立場で、委員会に加盟することを切望していることも表明しています。CCSBTは、昨年10月に台北に代表団を派遣し、その体制において台湾と和解するため、CCSBTによって提示された新たな提案に関して、我々と徹底的に意見交換を行いました。今のところ、まだ同意に至っていないものの、委員会の努力に感謝の意を表します。我が政府は、その問題の複雑な性質と国内法との関わり、並びに政治的な状況に鑑みて、委員会の提案を慎重に討議しています。台湾は、このCCSBTの体制において他の加盟国と同様のステータス並びに全面的な参加を確保したい。我々は、台湾とCCSBT双方の意に沿った適切な決議が見い出されるよう、委員会との交渉を引き続き行うことを希望します。

最後に、我々は今会合が重要な問題点を解決し、実りある結果が得られるような生産的な1週間を持てるよう期待します。我々代表団は、事務局の思慮深いアレンジメントとホスピタリティーに再度感謝申し上げます。

## ミナミマグロ保存委員会

## 予算 - 2001

見積もり  
2001

## 収入

<u>前年からの繰り越し</u>	<u>53,600</u>
<u>加盟国分担金</u>	<u>1,057,400</u>
日本	487,799
オーストラリア	437,404
ニュージーランド	132,197
<u>職員課徴金</u>	<u>80,000</u>
<u>利子収入</u>	<u>10,000</u>
<b>総収入額</b>	<b>1,201,000</b>

## 支出

<u>年次会合 - (CCSBT 7&amp;8 (2001))</u>	<u>100,000</u>
通訳費用	45,000
会場借料	22,000
機材借料	22,000
その他の経費 (SCその他議長の年次会合への出席を含む。)	8,000
出版及び翻訳	3,000
<u>補助委員会</u>	<u>80,000</u>
2001年のSRP作業部会, 諮問パネル	65,000
ERS作業部会	15,000
<u>SC 2001年3月 &amp; SAG/SC 2001年8月</u>	<u>371,000</u>
通訳費用	55,000
会場借料	20,000
機材借料	25,000
コンサルタンツの雇用 - SAG議長, SC議長, 諮問パネル	260,000
その他の経費	5,000
出版と翻訳	6,000
<u>事務局経費</u>	<u>548,000</u>
事務局職員経費	295,000
職員課徴金	80,000
職員の年金/社会保障	54,000
職員の補償保険/旅行保険/物品保険	10,000
旅費/運搬費 - 海外及び国内	40,000
その他の委員会の報告書の翻訳	8,000
訓練	1,000
専門職員の異動に伴う経費 - 採用/離任, 一時帰国手当て, 本国帰国経費及び移転費	60,000
<u>事務所管理費</u>	<u>102,000</u>
事務所借料	31,000
事務所の運営経費	19,000
物品購入費	30,000
通信費	12,000
その他	10,000

<b>総支出額</b>	<b>1,201,000</b>
-------------	------------------

1990/00 及び暫定 2000/01 年漁期におけるオーストラリアの  
ミナミマグロ漁業のレビュー  
キャロリン・ロビン著、農漁業林業省農村科学局（2001 年 4 月 10 日）

## 1. 序論

オーストラリア国内の 1999/00 漁期（1999 年 12 月 1 日から 2000 年 11 月 30 日）のミナミマグロの暫定漁獲量は、5257 トンであった。2000 年 4 月 11 日に報告された暫定的な 2000/01（2000 年 12 月 1 日から 2001 年 11 月 30 日）の漁獲量は、5160 トンであった。

## 2. 実際の漁獲制限

### 通常措置

国内の操業者は、1995 年のミナミマグロ漁業管理計画に基づき漁業権(SFRs)として認められた譲渡性個別割当量(ITQs)を通じて管理される。総漁獲可能量

(TAC) は、1998 年以降委員会によって決定されていないが、オーストラリアは、その国別漁獲量を 1989/90 年から変更されていない 5265 トンに維持することに合意している。

## 3. 漁獲量と努力量

1999/00 年漁期のミナミマグロの水揚げは：

南オーストラリア及び 5143 トン（蓄養生簀に 5130 トン及び延縄漁業で  
西オーストラリア 13 トン）

ニューサウスウェルズ 114 トン  
及びタスマニア

まき網漁船を利用する南オーストラリアでの蓄養生簀に利用されるミナミマグロの漁獲量は、オーストラリアの割当量のほとんどを利用している(1991/92 での 3%から、1999/00 には 97%を超えている)。国内の延縄漁業の構成は、1996/97 の 10%から 1999/00 の 3%に減少している。1999/00 漁期に南オーストラリア沖の一本釣り又はタスマニア沖のトロールの実績はなかった。

2000/2001 漁期の 2001 年 4 月までに報告された漁獲量の大部分は、南オーストラリアの蓄養生簀によるものである。その漁期は、2001 年 11 月 30 日まで続く。

## 4. 過去の漁獲量及び努力量

1980 年代後半の総漁獲可能量及び国別配分量の削減に引き続いて、オーストラリアのミナミマグロ漁業に大きな構造変化が起こった。別紙 A は、1988/89 漁期からオーストラリア漁業の各部門によって漁獲された漁獲量を要約している。守秘性のガイドラインから 5 隻以下の団体からのデータを公表することができないため、データはいくつかの漁法ごとに合わされている。

## 5. 年間の船団規模及び分布

南オーストラリアにおいて、1999年12月に蓄養操業のため8隻のまき網漁船によるミナミマグロの漁獲が行われ、また2000年3月までに継続された。また数隻の延縄漁船が、南オーストラリア(2隻)、タスマニア(2隻)及び西オーストラリア(18隻)で操業した。ニューサウスウェルズ沖の延縄操業(37隻)は、2000年5月に行われ、11月まで継続した。

2000/2001漁期の間、8隻のまき網船は、ポートリンカーンのマグロ蓄養に供給するための魚を漁獲した。操業は12月に開始され、利用可能な割当量のほとんどは、2001年3月までに漁獲された。

## 6. 過去の船団規模及び分布

オーストラリアは、1950年代初期にニューサウスウェルズ、南オーストラリア沖で、その後(1970年)、西オーストラリア沖でミナミマグロ漁業を開始した。オーストラリアの漁獲は、1982年に21500トンでピークに達した。過去においては、オーストラリアの漁獲の大部分は、缶詰に利用されていた。

オーストラリアのTACが14500トンでの1984年の管理計画に基づくITQの導入は、割当量所有の再配分をもたらした。オーストラリアの漁獲は、グレートオーストラリア湾での日本の冷凍船へ転載される漁獲物の量を増加しながら、1980年代の中期から後期に掛けて革新的に日本の刺身市場への供給に特化していった。

1980年代後半において、オーストラリアの割当量の5265トンまでの削減は、更なる割当量の再配分をもたらした。1990年から1994年までのオーストラリアの割当量の約半分は、オーストラリア及び日本の延縄合弁事業によって漁獲されていた。1995年の合弁事業協定の終了に伴い、オーストラリアの漁業は、生鮮刺身市場に供給する竿釣りや、蓄養にミナミマグロを供給するまき網を用いる表層漁業に再び集中した。

1992年から、蓄養操業へのミナミマグロの漁獲量での革新的な増加がある。1999/00年漁期において、この部門は、オーストラリアの割当量の97%以上を利用し、他の操業での割当量の利用を少なくする結果となっている。

## 7. 漁業の監視

ミナミマグロ漁業での監視取決めは、手続きの効果と効率を向上させるため、見直し及び改良が継続されている。ニューサウスウェルズ沖のミナミマグロの偶発的な混獲を防止するため、不十分な割当量での操業は、2000年6月から8月の間、シドニー南方での操業を禁止されている。蓄養用に設計されたものを含む漁獲投棄報告は、1999/00に問題なく採用されている。1999/00及び2000/01漁期の間、AFMA監視員は、手続きや実施計画を監視するために蓄養牽引船に派遣された。これらの作業は、将来の漁期においても継続される。加えて、蓄養監視手続きは、港内検査及び蓄養生簀への魚の全ての搬入の監視を継続すると同時に、船への臨検を行って年ごとに見直されている。またAFMAの監視計画では、2000/01の漁業報告については現在検査中であるとしている。

## 8. 他の要素

### 輸入／輸出統計

全ての輸出されたオーストラリアの魚を記録する貿易情報スキームは、実施され改良されている。この計画は、日本の輸入統計と比較できるミナミマグロの完全な記録を提示する。

### 市場

オーストラリアのミナミマグロの漁獲量の95%以上が日本に輸出されている。

## 別紙A

オーストラリアの州別、漁法別、割当年(1988-89から1999-00)別の国内ミナミマグロ漁獲量

1988-89年以前は、実質的に国内のミナミマグロ延縄船及び合弁(協定)は存在しなかった。

割当年	西オーストラリア			南オーストラリア			ニューサウスウェルズ			タスマニア			大型延縄船			オーストラリアの合計				全漁法総 漁獲量		
	アルバニー 竿つり	エスペランス 竿つり	合計	竿つり& まき網	蓄養 生簀	延縄 漁業	合計	竿つり& まき網	延縄	合計	トロール	延縄	合計	オーストラリア 用船	合弁	合計	国内 表層漁業	国内 延縄漁業	総計 延縄漁業		RTMP	
1988-89	204	221	425	4872	0	0	4872	0	1	1	2	0	2	0	684	684	5299	1	685	0	5984	
1989-90	133	97	230	4199	0	0	4199	0	6	6	14	0	14	0	400	400	4443	6	406	0	4849	
1990-91	175	45	220	2588	0	0	2588	0	15	15	57	0	57	255	881	1136	2865	15	1151	#300	4316	
1991-92	17	0	17	1629	138	14	1781	34	90	124	36	20	56	59	2057	2116	1854	124	2240	800	4894	
1992-93	0	0	0	716	722	68	1506	16	238	254	23	44	67	0	2735	2735	1477	350	3085	650	5212	
1993-94	0	0	0	621	1294	55	1970	0	286	286	7	105	112	0	2299	2299	1922	446	2745	270	4937	
1994-95	0	0	0	908	1954	2	2864	0	157	157	4	109	113	0	1295	1295	2866	268	1563	650	5080	
1995-96	0	0	0	1447	3362	0	4809	28	89	117	0	262	262	0	0	0	4837	351	351	0	5188	
1996-97	0	0	0	2000	2498	0	4498	7	229	236	2	242	244	0	0	0	4507	471	471	0	4978	
1997-98	0	0	0	916	3487	0	4403	0	475	475	0	219	219	0	0	0	4433	664	664	0	5097	
1998-99	0	0	0	28	4991	0	5019	0	97	97	0	116	116	0	0	0	5016	216	216	0	5232	
1999-00	0	0	0	0	5130	13	5143	0	114	114	0	10	0	0	0	0	5130	127	127	0	5257	
"2000-01																						"5160

\*1988-89から1990-91については、10月1日から9月30日; 1991-92については、1991年10月1日から1992年10月31日; 1992-93及び1993-94については11月1日から10月31日;

1994-95については、1994年11月1日から1995年12月15日; 1995-96については、1995年12月16日から1996年12月15日; 1996-97については、1996年12月16日から1997年11月30日;

1997-98,1998-99,1999-00及び2000-01については、12月1日から11月30日。

#1990-91においてオーストラリアの割当量の700トン以上が、「凍結」された(割当されなかった。)ことに言及する。

^1997から1999の西オーストラリア及び南オーストラリアでの非蓄養漁獲は、南オーストラリアでの竿つり及びまき網による漁獲に含まれている。また、1999/00の西オーストラリアでの延縄は、守秘性のガイドラインに基づき、南オーストラリアでの延縄による漁獲に含まれている。

~ 1997から1999のニューサウスウェルズでの竿つり及びまき網の漁獲は、守秘性のガイドラインに基づきニューサウスウェルズでの延縄の漁獲に含まれている。

! 1997から1999のタスマニアでのトロールの漁獲は、タスマニアでの延縄に含まれている。また、1999/00のタスマニアでの延縄は、守秘性のガイドラインに基づきニューサウスウェルズでの延縄に含まれている。

" 漁獲途中である2000-01の漁獲量は、現在集計中であるので、全ての漁獲は全漁法の総漁獲量で記録されている。

## 1999年漁期における日本のミナミマグロ漁業のレビュー

### 1. 概要

- (1) 1999年漁期（1999年3月1日～2000年2月29日）における我が国のミナミマグロ操業は、1999年4月15日に操業を開始し、同年12月1日に操業を終了した。また、漁期中の総漁獲量は5,354トンであった。
- (2) ミナミマグロ操業を含めた我が国遠洋まぐろ漁業経営は、長引く景気低迷による需要の落ち込み、輸入まぐろの増加による供給過剰及び価格下落から、厳しい状況となっている。

### 2. 漁獲規制

- (1) 政府は、CCSBTで合意された1997年の漁獲割当量である6,065トンを我が国の漁獲の上限として自主的に設定した上で、1999年漁期の漁獲計画を策定し、業界は漁獲計画に従って操業を行った。しかしながら、ITLOSの暫定措置命令を受け、年度途中から漁獲量を抑制した。
- (2) 政府の告示の下、操業海域をタスマン・シドニー沖公海、ケープ沖公海、南インド公海の3海域に区分し、各海域への入出域報告、10日毎の漁獲量報告を義務づけた。また、産卵場の保護、小型魚の保護等のため、海域毎に操業禁止区域・期間を設けた。
- (3) 政府は、適切な操業管理のために、VMSを利用した毎日の操業位置報告を義務付けるとともに、政府の監視船を派遣して取締管理を行うとともに、操業船に政府が雇用したオブザーバーを派遣することにより、漁業をモニターしている。

### 3. 漁獲量と漁獲努力

1999年漁期は、我が国が自主的に実施した調査漁獲に関するITLOSの暫定措置命令を受けて漁獲量を抑制し、漁獲実績は5,354トンであった。海域毎の漁獲量の内訳は、タスマン・シドニー沖公海1,539トン、ケープ沖公海2,513トン、南インド沖公海1,113トン、南アフリカEEZ・その他公海189トンであった。

### 4. 過去の漁獲量と漁獲努力

直近3年間の漁獲量と漁獲努力は別紙1のとおり。

- (1) 1996年漁期の漁獲量は計画量を308トン上回ったため、1997年漁期は漁獲割当量から308トン差し引いた5,757トンで漁獲計画を策定し、漁獲実績は計画量の範囲内で終了した。
- (2) 1998年漁期はTACの合意が図れなかったため、1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンで自主的に我が国の漁獲の上限を設定し、漁獲実績は計画量の範囲内で終了した。

### 5. 漁船勢力とその分布

1999年漁期の操業船延隻数は227隻で、タスマン・シドニー沖公海域69隻、ケープ沖公海域99隻、南インド洋公海域59隻であった。

### 6. 過去の漁船勢力とその分布

直近3年間の漁船勢力は別紙1のとおり。

1998年漁期までの操業船延隻数は257隻であったが、FAOの行動計画に従った我が国遠洋はえなわ漁船全体の2割減船に伴い、1999年漁期は、30隻操業船隻数を縮小した。

## 7. 漁業管理

- (1) 1999年漁期のミナミマグロ操業船へのオブザーバー乗船隻数は20隻、延乗船日数は1,033日であった。
- (2) 1999年漁期の間、ミナミマグロ操業海域に監視船を5隻派遣し、延576日の取締活動を行った。

## 8. その他

### (我が国のミナミマグロ輸入の状況)

近年のミナミマグロ輸入量の推移は、別紙2のとおり。

我が国のミナミマグロの輸入量は毎年着実に増加しており、1995～1999年の5年間で2倍以上に増加している。この原因は、オーストラリア、韓国、台湾からの輸入量が著しく増加したことによるものである。

1999年のミナミマグロの総輸入量は10,600トンで、輸入量第1位であるオーストラリアからの輸入量は全体の66%を占める。また、輸入量の上位3国であるオーストラリア、台湾、韓国からの輸入量は全体の91%を占める。



別紙2

日本のミナミマグロ輸入統計

国/地域別の日本のミナミマグロの輸入(生鮮・冷蔵及び冷凍)  
 情報元: 大蔵省、日本貿易統計

(期間: 1月から12月, 単位: kg)

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
Australia	1,803,284	2,515,613	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421
Taiwan	537,239	962,166	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250
Korea	102,070	127,690	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953
New Zealand	40,362	63,461	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576
Indonesia	244,258	281,212	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552
Honduras		21,479	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423
Philippines				182		4,415	69,170
China	542		9,183				373
Singapore	1,219	24,417	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827
Guam				680	454	3,673	2,429
Fiji	1,963		445		396	181	972
EQ Guinea						130,846	32,258
Palau	1,413	886		569	690		1,073
Thailand				333	376		645
Belize			3,380	9,534	278	91,849	39,580
Combodia						17,301	4,374
Malaysia	563	497				271	836
Greece							502
Uruguay	185		342	102	1,028		186
Tonga			138				162
USA	860	102	1,320			2,062	
Panama					212,632		
Croatia					729		
F.S of Micronesia					195		
Maldives					163		
New Caledonia	3,850				119		
Portugal					93		
Vanuatu				17,855			
France				2,995			
Chile				334			
Cook Islands		111		140			
Spain	821		11,061				
S Africa	1,896						
Trinido	1,354						
Tunisia			124				
Seychel							1,129
Toral	2,741,879	3,997,634	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691

## 2000年漁期における日本のミナママグロ漁業のレビュー

### 1. 概要

- (1) 2000年漁期（2000年3月1日から2001年2月28日）における我が国のミナママグロ操業は、2000年4月15日に操業を開始し、同年12月27日に操業を終了した。
- (2) また、我が国の通常漁獲の枠内で実施した、調査船2隻による調査漁獲を2000年8月1日に開始し、同年8月31日に終了した。
- (3) ミナママグロ操業を含めた我が国遠洋まぐろ漁業経営は、長引く景気低迷による需要の落ち込み、輸入まぐろの増加による供給過剰及び価格下落から、厳しい状況となっている。

### 2. 漁獲規制

- (1) 2000年漁期については、ITLOSの暫定措置命令に従って、1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンから、1999年の調査漁獲量を差し引いた（1999年に返還した711トンを除く）4,578トンを計画数量として操業を開始した。しかし、2000年8月4日付けで暫定措置命令はその効力を失ったため、その後は1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンを自主規制枠に変更した。
- (2) 政府の告示の下、操業海域をタスマン・シドニー沖公海、ケープ沖公海、南インド公海の3海域に区分し、各海域への入出域報告、10日毎の漁獲数量報告を義務付けている。また、産卵場の保護、小型魚の保護等のため、海域毎に操業禁止区域・期間を設けて、操業管理を行っている。
- (3) 政府は、適切な操業管理のために、VMSを利用した毎日の操業位置報告を義務付けるとともに、政府の監視船を派遣して取締管理を行うとともに、操業船に政府が雇用したオブザーバーを派遣することにより、漁業をモニターしている。

### 3. 漁獲量と漁獲努力

2000年漁期当初は、1999年漁期と同様にITLOSの暫定措置命令に従って、1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンから、1999年に実施した調査漁獲による漁獲量2,198トンのうち1,487トンを返還することとし、4,578トンによる漁獲計画を策定した。しかし、暫定措置命令は2000年8月4日付けでその効力を失ったため、その後は1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンの漁獲計画に変更した。

### 4. 過去の漁獲量と漁獲努力

直近3年間の漁獲量及び漁獲努力は別紙1のとおり。

- (1) 1998年漁期についてはTACの合意が図られなかったため、1997年に合意された漁獲割当量である6,065トンにより漁獲計画を策定し、総漁獲量6,038トンで操業を終了した。
- (2) 1999年漁期においてもTACの合意が図られなかったため、1998年漁期と同様に6,065トンにより漁獲計画を策定した。しかし、同年に我が国が自主的に実施した調査漁獲に対して下されたITLOSからの暫定措置命令を受けて、調査による漁獲量2,198トンのうち711トンを返還し、総漁獲量5,354トンで操業を終了した。

### 5. 漁船勢力とその分布

2000年漁期は延199隻の操業船規模で操業を行い、タスマン・シドニー沖公海52隻、ケープ沖公海75隻、南インド洋公海72隻であった。同年漁期については、ITLOSの暫定措置命令とその無効化が漁獲計画に混乱をもたらし、操業船隻数が前年と比べ減少する結果となった。

## 6. 過去の漁船勢力とその分布

直近3年間の漁船勢力とその分布は別紙1のとおり。

- (1) 1998年漁期までは、延257隻の操業船規模で操業を展開した。
- (2) 1999年漁期については、FAOの行動計画に従った我が国の遠洋まぐろはえなわ漁業の2割減船に伴い、操業船規模を30隻縮小した延227隻で操業を行った。

## 7. 漁業管理

- (1) 2000年漁期におけるミナミマグロ操業船へのオブザーバー乗船隻数は12隻、乗船日数は867日であった。
- (2) 2000年漁期の間、ミナミマグロ操業海域に監視船4隻を派遣し、延447日の取締活動を行った。

## 8. その他

(我が国のミナミマグロ輸入状況)

我が国のミナミマグロの輸入量は別紙2のとおり。

- ① 1993年～1998年にかけて、我が国へのミナミマグロ輸入量は大幅に増加しており、1998年以降の輸入量は1万トン台で安定推移している。
- ② 2000年の我が国のミナミマグロ輸入量は10,356トンで、輸入量上位5ヶ国である豪州、台湾、韓国、NZ、インドネシアからの輸入量は全体の99.6%を占める。
- ③ 輸入量第1位である豪州からのミナミマグロ輸入量は毎年着実に増加しており、2000年の輸入量は7,831トンで、全体輸入量の75.6%を占める。



## 別紙2

## 日本のミナミマグロ輸入統計

国/地域別の日本のミナミマグロの輸入(生鮮・冷蔵及び冷凍)

情報元: 大蔵省、日本貿易統計

期間: 1月から12月、単位: kg

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
Australia	1,803,284	2,515,613	3,272,990	3,195,903	6,125,027	6,256,201	6,987,421	7,831,621
Taiwan	537,239	962,166	1,276,474	1,396,915	516,055	1,481,378	1,611,250	1,357,906
Korea	102,070	127,690	75,836	562,573	671,497	1,649,851	1,056,953	785,426
New Zealand	40,362	63,461	202,636	128,249	88,640	120,176	213,576	212,316
Indonesia	244,258	281,212	207,758	317,687	368,634	282,265	310,552	127,012
Honduras		21,479	146,574	179,918	55,286	144,138	244,423	17,048
Philippines				182		4,415	69,170	15,041
China	542		9,183				373	3,738
Singapore	1,219	24,417	1,968	43,835	17,199	18,936	21,827	3,423
Guam				680	454	3,673	2,429	1,900
Fiji	1,963		445		396	181	972	526
EQ Guinea						130,846	32,258	446
Palau	1,413	886		569	690		1,073	166
Thailand				333	376		645	125
Belize			3,380	9,534	278	91,849	39,580	
Combodia						17,301	4,374	
Seychel							1,129	
Malaysia	563	497				271	836	
Greece							502	
Uruguay	185		342	102	1,028		186	
Tonga			138				162	
USA	860	102	1,320			2,062		
Panama					212,632			
Croatia					729			
F.S of Micronesia					195			
Maldives					163			
New Caledonia	3,850				119			
Portugal					93			
Vanuatu				17,855				
France				2,995				
Chile				334				
Cook Islands		111		140				
Spain	821		11,061					
Tunisia			124					
S Africa	1,896							
Trinido	1,354							
Total	2,741,879	3,997,634	5,210,229	5,857,804	8,059,491	10,203,543	10,599,691	10,356,694

## 上位5カ国

期間: 1月から12月、単位: kg、%

1996		1997		1998		1999		2000	
Total	5,857,804	Total	8,059,491	Total	10,203,543	Total	10,599,691	Total	10,356,694
Australia	3,195,903	Australia	6,125,027	Australia	6,256,201	Australia	6,987,421	Australia	7,831,621
Taiwan	1,396,915	Korea	671,497	Korea	1,649,851	Taiwan	1,611,250	Taiwan	1,357,906
Korea	562,573	Taiwan	516,055	Taiwan	1,481,378	Korea	1,056,953	Korea	785,426
Indonesia	317,687	Indonesia	368,634	Indonesia	282,265	Indonesia	310,552	New Zealand	212,316
Honduras	179,918	Panama	212,632	Honduras	144,138	Honduras	244,423	Indonesia	127,012
Subtotal	5,652,996	Subtotal	7,893,845	Subtotal	9,813,833	Subtotal	10,210,599	Subtotal	10,314,281
Share	96.5	Share	97.9	Share	96.2	Share	96.3	Share	99.6

## CCSBT-7 におけるニュージーランドのミナミマグロ漁業のレビュー

## 1. 序論

排他的経済水域ではミナミマグロを対象とする3つの漁法が利用されている。トロール及び引き縄による小規模な漁獲がいまだにあるけれども、表層の延縄漁業の漁獲努力量はほぼ抜けている。国内漁業は、多くの可変的な小規模経営体が操業する船を含む様々な漁船タイプや、その他に日本の遠洋船を含むニュージーランドの企業が用船した4-5度の低温冷凍庫を有する延縄漁船から構成されている。用船された漁船及びニュージーランド人オーナーが運行する漁船の両方は、420トンのニュージーランドのミナミマグロ割当量に対して、競争的に漁獲している。

ほとんどの漁期で典型的に見られているように、1999-00 漁期のほとんどのミナミマグロ操業は、南島の西海岸沖及び北島の北東海岸で行われた。水揚げ統計は、1999-00 の調整された国別割当量において超過漁獲量があることを示していた。結果として、ニュージーランドの漁獲を管理する規則は改良されることになり、また2000-01 漁期のミナミマグロの漁獲量は、それに相当して縮小される。

## 2. 実際の漁獲制限

自主的措置

国内の漁業業界は、1994年4月の“実行規定”の初めに規定された延縄漁業に関する多くの自主的措置を実施している。具体的な手法には、漁具仕様、環境基準、提案される実践的な活動及び禁漁海区が含まれている。その措置は自主的なものであるが、漁業者の創意工夫を削ぐことになる。

- bycatch (eg of seabirds and marine mammals) 混獲 (例えば海鳥及び海産哺乳類) ;
- catch of SBT smaller than 20 kg 以下のミナミマグロの漁獲;
- impacts on other domestic tuna fisheries, and 他国内マグロ漁業への影響、また
- gear conflict among SBT longline vessels. ミナミマグロ延縄漁船間の漁具競合

特定の部門で用いられる他の自主的な措置としては、海域ごとの漁獲制限、複合トリアインの利用における海鳥の混獲が特定レベルに達した場合の海域変更、最小限とし

て規則に規定されたものより長いトリライン、夜間投縄、及び空気圧による海鳥音響機関砲の利用がある。

#### 通常措置

ニュージーランドは、以前に合意した 420 トン（原魚重量）の国別漁獲制限を実施続けている。この漁獲制限は、全ての認可者の間で競争的な制限である。規則では、年間漁獲制限を規定し、また一度漁獲制限に達した場合にはミナミマグロを漁獲することが違反となる。漁獲制限は、10 月 1 日から 9 月 30 日までの“漁期”の間、ニュージーランド漁業水域の内外で適用され、ミナミマグロ及びクロマグロ (*Thunnus maccoyii* 及び *T. orientalis*) の両方の漁獲に適用される。稀な場合に漁獲制限を超過しているとき、翌年にその超過分と同等の量が削減されている。

### 3. 漁獲量及び努力量

ニュージーランドの原魚重量でのミナミマグロの漁獲量は、この 14 年間以上、平均して年間約 280 トンである。漁獲量は、表 1 で暦年及び漁期（10 月 1 日から 9 月 30 日）でまとめられている。この期間における漁獲量の傾向は、増加しており（図 1 参照）、また 1990 年から国内の延縄の努力量は増加している。延縄の努力量は、過去 10 年間でニュージーランド漁業において首位となっており、ニュージーランドのミナミマグロ漁業においては、引き縄及びトロールによる漁獲量は少なくなっている。図 2 は、1989 年から 1999 年における延縄漁業の努力量の傾向（百万鈎での）を示している。この図からは、努力量の増加は、ニュージーランドが所有し運行する延縄船の数の増加によるものである。

### 4. 年間の漁船規模及び分布

ニュージーランドの延縄船は、その操業海域を拡大しており、また現在、北島及び南島両方の東西海岸のほとんどの海域で漁獲している。総漁船規模は約 160 隻であり、そのほとんどが中小型船で、日本の遠洋船に匹敵する極少数の延縄船がある。

延縄船によるミナミマグロを対象にした操業は、主に南島の西海岸、北島のイーストケープ及びマハイヤ半島沖で行われる。またミナミマグロは、プレントリー湾でのメバチを対象にした漁業でかなり混獲されている。

### 5. 過去の船団規模及び分布

ニュージーランドのミナミマグロ漁業は、1980 年代初期に冬季における小型引き縄船によって南島の西海岸沖で始まった。この漁船は、現在、極小さな勢力となっている。この同期間にほとんどの延縄船は、外国船許可された日本の延縄船によって実施されていた。しかしながら、排他的経済水域内での漁獲率の低下、利用可能な漁期の短縮化、及び操業費用増加は、この船団が 1990 年代中期にその操業を終了する結果を招

いた。国内の延縄漁業の増加は、1991年に始まり、少なくとも2000年まで継続的に増加している。

## 6. 漁業監視

### オブザーバー捕捉率

オブザーバー捕捉率は、この数年間、用船された漁船で100%となっている。しかしながら、国内の所有され、操業されている漁船が小型であることと、航海日数が短いことから、漁業省(MFish)は、これらの船にオブザーバーを配乗することに困難を有している。結果として、オブザーバー捕捉率は、概して低くなっている。1999-00年漁期において、ミナミマグロの漁獲の約半分は監視された。近年の漁業省によるオブザーバー配乗の再調整は、2000-01漁期から国内で所有され操業される延縄漁船の捕捉率を著しく増加する結果となった。引き縄及びトロール漁船のオブザーバー捕捉は成されていない。この理由は、これらの漁法が通年行われるものでなく、ミナミマグロの漁獲量の僅かな比率しか占めないもので、また航海の事前に、引き縄またはトロールを利用するかどうか決めることは不可能であるからである。

### RTMP 捕捉率

漁業省は、漁期中のミナミマグロの漁獲監視システムを実施している。このシステムでは、沿岸の加工会社及び冷凍船（用船された全ての船を含む。）が、毎週 e メール又は FAX で漁業省に漁獲報告を行うことを求めている。毎日の報告は、一定の段階に達した時点で求められる。その一定の段階は、以前は割当漁獲量の75%であったが、現在は25%に下げられている。報告は、漁業省によって照合され、また仮に漁獲報告がその限界に達することを示した場合、全てのミナミマグロ許可漁業者は、漁獲制限に達したこと、またその漁期の残りの期間でミナミマグロを漁獲することは違反になることを通知される。

### 生物学的情報

漁業省のオブザーバー計画から派遣されたオブザーバーは、一連のミナミマグロ及び混獲魚に関する生物学的データを収集する責任がある。1999-00年漁期において、耳石は149尾のミナミマグロから収集され、また4尾の標識ミナミマグロがオブザーバーによって回収された。耳石は、NIWAに保存され、また標識回収データは、標識放流部署(CSIRO)に提供された。生物組織標本は、ミナミマグロ、クロマグロと同定された魚及びメカジキから収集されている。メカジキの標本は、遠洋水産研究所の研究者のために収集され、また残りの標本は、漁業省から資金提供された計画の一部としてNIWAの科学者のために収集されている。加えて、ミナミマグロ及び主要混獲種の体長、体重（製品及び原魚重量）及び性別は、定期的に記録されている。

## 7. 他の要素

### 輸入/輸出統計

ミナミマグロの輸出に関する統計は、税関によって編集され、統計部によって要約されている。輸出統計は、ニュージーランド商工所によって更に要約され、ニュージーランド漁業の経済的な評価のためにデータベースで維持管理されている。

### 市場

排他的経済水域で漁獲されるミナミマグロの唯一の市場は日本の刺身市場であり、適切な品質の全ての魚は輸出される。国内の消費は極少量である。

### ミチゲーション

ニュージーランドの規則は、全てのマグロ延縄漁船が海鳥混獲回避機器を利用することを求められていることを規定している。これらの最低限の基準は、“トリライン”に関しては、CCAMLRによって設計されたものと同様である。国内の漁業業界は、全てのマグロ延縄船及び大型延縄船に夜間投縄を提唱すると共に自主的な実行規範を有している。危険な状況にある海鳥の総偶発的死亡率に関する制限が設定されている。大型マグロ延縄船は、近年のオブザーバー捕捉率は100%である。

Prepared by: タルボット・マーレイ  
国立水圏大気圏研究所 (NIWA)  
ウェリントン, ニュージーランド

漁期年	トン数	暦年	トン数
1986-87	59.9	1986	n/a
1987-88	94.0	1987	59.3
1988-89	437.0	1988	94.0
1989-90	529.3	1989	437.2
1990-91	164.6	1990	529.2
1991-92	59.8	1991	164.5
1992-93	216.4	1992	59.9
1993-94	277.0	1993	216.6
1994-95	435.3	1994	277.0
1995-96	140.5	1995	436.4
1996-97	333.5	1996	139.3
1997-98	331.5	1997	333.7
1998-99	457.7	1998	337.1
1999-00	381.3	1999	460.6
2000-01	n/a	2000	380.3
平均水揚げ量	279.8		280.4

表 1. 漁期ごとのニュージーランドによるミナミマグロ水揚げ量 (原魚重量) (1986-87 から 1999-00)及び暦年 (1987 から 2000).

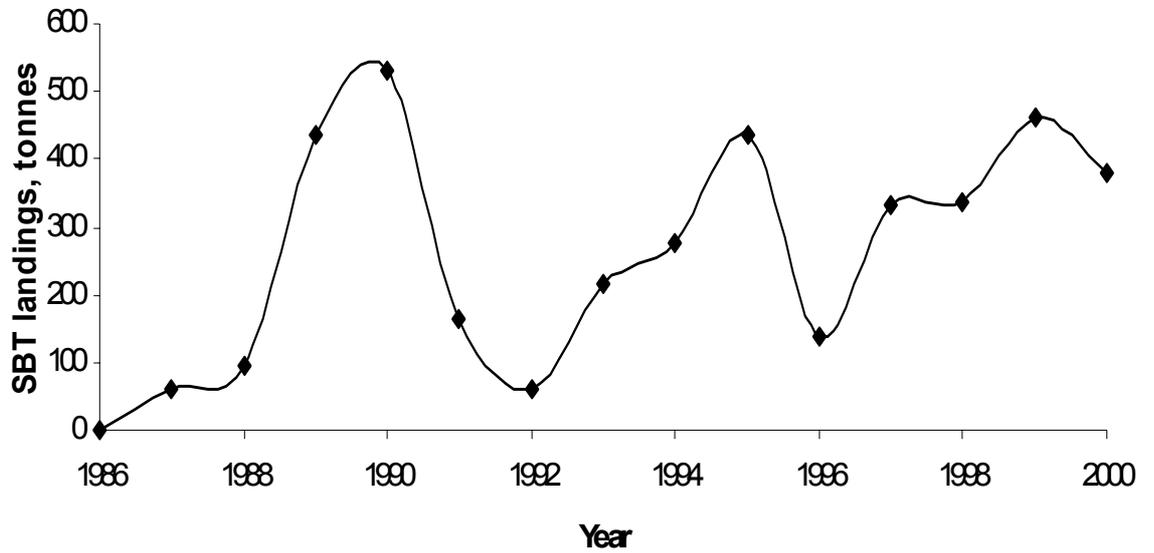


図 1. 1986 年から 2000 までの期間でのニュージーランドによる総ミナマグロ水揚げ量の傾向

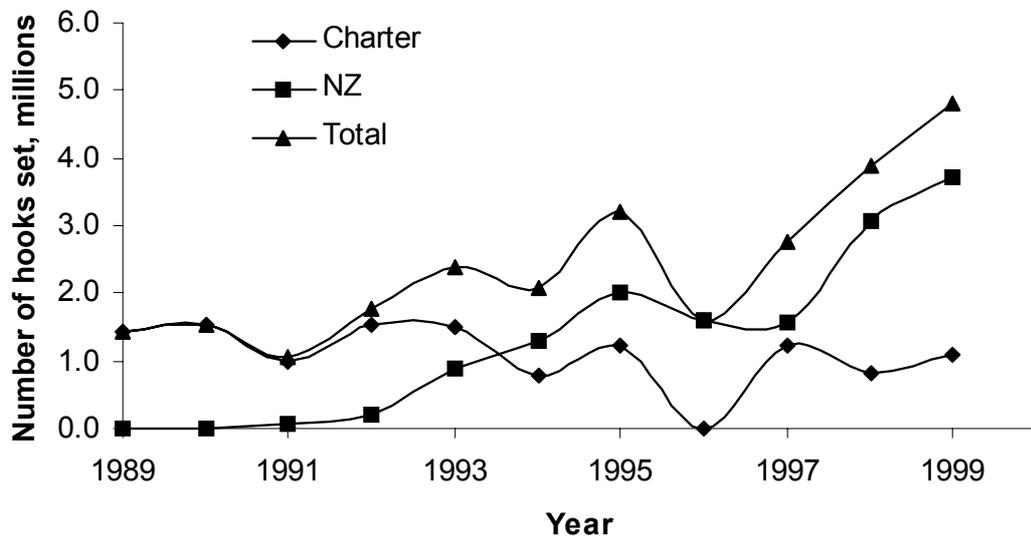


図 2. 1989-1999 年のニュージーランド排他的経済水域における百万鈎での延縄努力量の傾向

韓国のミナミマグロ漁業のレビュー  
ドゥ - ハエ アン  
国立漁業調査開発研究所  
韓国共和国

## 漁業

韓国のミナミマグロ延縄漁業は、1991年に南インド洋でその操業を開始した。1995年まで延縄漁船数は、年間1-3隻であったが、1996年には8隻、更に1998年には19隻に増加した。2000年には16隻の延縄漁船が操業している（表1）。

この漁業の初期において、熱帯マグロ類を漁獲していた何隻かの漁船がミナミマグロを漁獲するために南インド洋に移動した。それゆえ、これらの漁船による漁業活動は、年間の数ヶ月のみに限られていた。1991-1993年の間に、これらの延縄漁船の操業は、漁船当りミナミマグロ40-80トンの漁獲で、年5~6ヶ月間操業を行った。近年、操業は、ほとんど周年操業となり、結果として漁船当り100-150トンの漁獲となっている。

ミナミマグロの年間漁獲量は、1992年から継続的に増加している。韓国の延縄漁船による1998年の漁獲量は、前年と比較して、およそ18%増加の1,562トンであった。この増加は、1997年の14隻から、1998年の19隻に延縄漁船が増加したことに直接的に関連している。しかしながら、ミナミマグロの漁獲は、1998年以降徐々に減少し、1999年及び2000年の漁獲量は、それぞれ1,271トン及び980トンであった。2000年の漁獲量の減少は、業界の自主的調整によって船団規模の縮小に起因するものであった。

## 漁獲組成及び単位努力当り漁獲量

延縄漁業の漁獲組成は、1999年において総漁獲量のうち95.2%がミナミマグロである。残りの4.8%は、メバチ、キハダ、メカジキ及びカジキ類を含む他の種で構成されている（表2）。

〔1,000 鈎数当り尾数指標〕で表される単位漁獲当り漁獲量(CPUE)は、1992年の1.8から1994年の8.4に増加し、翌年5.7に減少している。1996年及び1997年において、約4.0尾/1000鈎数であり、その後、1998年及び1999年にそれぞれ3.4及び3.2に減少している（表1）。

操業船より国立漁業調査開発研究所(NFRDI)が収集したミナミマグロの魚体サイズ(尾叉長)は、漁業者によって甲板で測定された全ての魚の50%が尾叉長145-160cmであった場合において、78cmから197cm(平均146.6cm)の間の範囲であった。

## 漁場

漁場は、広範であるが、大きく2つの地域に分けられる。1993年まで、ほとんどの操業は、インド洋の南東部分に集中していたが、1994年以降に、何隻かの延縄船がアフリカのケープ沖の南西海域に、更に後に南東大西洋に操業を拡大した。しかしながら、漁業活動は、徐々に南緯35-45度及び東経90-120度間の海域と、南緯30-45度及び東経0-60度間の海域に集中している。南アフリカのケープタウン沖のインド洋南東海域に高いCPUE分布がある。

## 調査

国立漁業調査開発研究所(NFRDI)によるマグロ及びマグロ類に関する調査は、漁獲努力量に基づくマグロ漁業及び生物学、操業船から収集された体長頻度データに着目している。これらのデータは、集計され、CCSBTを含む国際漁業機関に報告される。

表 1. 1991~ 2000 年における韓国の延縄漁業によるミナミマグロの漁獲量(mt)及び CPUE (1,000 鈎数当り尾数指標)

年	漁船数	漁獲量	CPUE
1991	3	214	19.0
1992	1	36	1.8
1993	1	80	3.7
1994	1	119	8.4
1995	3	317	5.7
1996	8	1,148	3.9
1997	12	1,238	4.1
1998	19	1,562	3.4
1999	19	1,260	3.2
2000	16	980	-

\* - : 不明

\* データ元: 海洋漁業省 (MOMAF), 国立漁業調査開発研究所 (NFRDI)

表 2. 南インド及び南東大西洋での漁獲組成 (%)

年	SBT	BET	ALB	YFT	SWO	OTH
1991	75.9	1.4	14.9	3.7	2.2	1.9
1992	100.0	-	-	-	-	-
1993	100.0	-	-	-	-	-
1994	92.6	4.3	-	0.1	3.0	-
1995	98.2	0.2	0.9	0.0	0.6	0.1
1996	88.0	0.1	0.7	0.0	0.0	11.2
1997	86.8	5.2	1.7	1.7	3.5	1.1
1998	84.3	2.6	7.5	0.3	2.9	2.4
1999	95.2	3.2	-	0.3	0.7	0.6

\* -: 不明

\* SBT: ミナミマグロ, BET: メバチマグロ, ALB: ビンナガマグロ, YFT: キハダマグロ, SWO: メカジキ, OTH: 他の魚

\* データ元: NFRDI

## 1999/2000 年漁期における台湾のミナミマグロ漁業のレビュー

## 1. 序論

台湾は、歴史的に 1970 年代からミナミマグロ (SBT) の漁獲を行っている。ミナミマグロは、季節的にそれを主目的とする漁業で再捕され、また混獲種としてビンナガ/メバチ漁業で部分的に再捕される。主目的とする漁業は、南緯 35 度海域で 2 つの季節で操業しながら、主に超低温冷凍庫を有する延縄漁船を用いて実施される。しかしながら、周年操業はいまだ開発されていない。

1999 年の総年間漁獲量は、遠洋延縄船によって漁獲された冷凍品の 1,513 トンを含む 1,787 トンであった。またその他は、おそらくインドネシアと漁業協力を行っている小型延縄漁船からの生鮮品であった。2000 年の総漁獲量は、暫定的に冷凍品が 1,448 トン、生鮮品が 241 トンの 1,689 トンと推定される。

## 2. 実際の漁獲制限

台湾は、CCSBT の加盟国でないが、1995 年に委員会によって勧告された 1995 年のレベルでミナミマグロの漁獲を凍結することで資源を保存するため、また CCSBT と協力するために、1,450 トンの自主的な漁獲制限を 1996 年に義務付けた。年間のミナミマグロの漁獲量は、資源が回復するか、又は台湾が適切であると判断する他の理由がない限り、今後もこのレベルに維持されるであろう。

より迅速にミナミマグロ漁獲量の情報を収集するため、また自主規制レベル以下にミナミマグロの総漁獲量を管理するために、ミナミマグロを漁獲する全ての漁船は、1996 年以降、漁業当局にそのミナミマグロの漁獲をその重量及び操業海域で毎週報告 (週報告) することを求められている。また、ミナミマグロ製品の貿易情報は、1994 年から新日本検定会社が確認した重量報告の提出を通して収集されている。週報告からの漁獲データは、未報告の可能性を削減させるために、この貿易情報とクロスチェックされている。

CCSBT は、1999 年 11 月の第 6 回年次会合で貿易情報スキームを採択した。ミナミマグロの統計確認書の漁業者への発出は、スキームの要件を満たすために 2000 年 6 月から実施されている。

### 3. 年間漁獲量

ミナミマグロは、過去において主に台湾のマグロ漁業で混獲されており、超低温冷凍庫が開発されてから、その冷凍能力を備えた数隻の漁船が、近年、季節的にミナミマグロを主目的とする操業を開始した。歴史的に、ミナミマグロの年間漁獲量は、1980年代初期までは250トンより少なかったが、マグロ漁船の規模の増加、遠洋延縄船の開発及び漁場の拡大に伴って、漁獲量はそれ以降増加した。流網漁業が1989年及び1990年に漁獲量の約4分の1を占めている時に、1989年以降、ミナミマグロの漁獲量は、1,000トン以上に増加した。その後、ミナミマグロの漁獲量は、増加し続けなかったが、800トンから1,700トンの間をかなり変動している。

### 4. 船団規模及び分布

ミナミマグロは、インド洋を主に3つの大洋で1993年から延縄漁業のみで漁獲されている。週報告と貿易情報に従えば、1998 - 2000年に約130隻の遠洋延縄船が報告を行い、冷凍品のミナミマグロを水揚げした。また、そのほとんどが、インド洋で操業していた。また、インドネシア及びその隣接水域で操業しているいくつかの小型延縄漁船があり、生鮮で水揚げを行っていた。同期間において、3つの大洋で操業する総数約600隻の延縄漁船があり、インド洋での操業は55%であった。

前年と同様、ミナミマグロの漁獲は、伝統的に漁場として知られているよりもより北側に形成されたために、主に南緯20度 - 40度の水域で行われた。季節的なミナミマグロの漁獲は、主に南部及び中央インド洋で6月から9月まで、大西洋の東側境界まで伸びる南部及び西部インド洋では、10月から翌年の2月まで行われている。

### 5. 漁業の監視

より良い漁業の把握と監視のため、より最新で詳細な漁獲情報を収集するため更なる努力がTISの実施以降に成されている。今年から、ミナミマグロの統計証明書を実施するため、週報告での日報の提出が要求されている。

現地調査及びミナミマグロの漁獲の標本採取に関して、CSIROの科学者との共同作業は、1997年からモーリシャスで実施されている。最近には2000年9月に実施されている。我々は、ミナミマグロ漁業の把握を改善するためのそのような共同作業を歓迎している。

ログブックの送信機能を備えた漁船監視システム（インマルサットC）を開発する計画は近年設定された。そのシステムの初期の開発は完了し、また実験は、公海上で操業する12隻の漁船で成功裏に遂行されている。遠洋延縄漁船での更なる研究及び試験運用は、以前継続中である。

## 6. 他の要素

### 海鳥問題に関するミチゲーション

台湾は、漁業操業と海鳥捕獲の間の相互関係に関する理解を改善するために、情報の交換を通じて、CCSBTと協力することを厭わない。偶発的な海鳥の死亡を削減するために、漁業者はトリラインの利用において助成されている。中国語に翻訳された教育的なパンフレット“獲るのは魚で、鳥ではない”の配布及びトリラインの使い方の訓練を含む教育プログラムは、漁業者間での海鳥問題の理解向上を図るために、マグロ協会を通じて継続的に実施されている。

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第5回科学委員会報告書

(この報告書の本文は、同サイト上の会議報告書欄に掲載されています)

2001年3月19-24日  
日本、東京

## CCSBT 科学調査計画の実施に関する作業グループの報告

今後数年間の CCSBT の調査活動を方向付ける包括的な科学調査計画 (SRP) の提案を CCSBT が受け入れたことは、過去数年間にミナママグロ資源の評価を阻害してきた問題の解決に向けて本質的な進展があったことを意味している。滞りなくこの SRP の下で調査活動に着手することが確かに必要である一方で、主要な SRP 構成要素、特に多くの国の標識放流及びオブザーバー計画を、それらを最大限成功させるために、適切に計画及び実施するようにすることも重要である。

それゆえ 2001 年での残りの間での SRP の実施活動は、2001 年終わり及び 2002 年初めでの特定の技術又は調査会合において詳細な計画作りを行うことに向けての準備作業に焦点を合わせるべきである。2001 年での残された限られた時間を考慮して、今年の SRP 実施活動が、来る SAG 会合の準備作業を阻害しないこともまた重要である。ミナママグロ資源の効果的な評価を実施することは、2001 年の主要な優先事項である。

以下で提案されている SRP 実施活動は、2001 年 5 月と CCSBT8 の間で主に実施される。2002 年の更なる詳細な作業計画は、技術会合やこの後の 2001 年 SAG 及び SC において作成される。しかしながら、2002 年中に実施される主要な SRP 活動の指針を提示するため、4 つの主要な SRP 構成要素のそれぞれの下での 2002 年の包括的な目的もまた含まれており、イタリック体で示されている。

現段階で提案されている SRP 実施活動の明確な費用がどのくらいになるのか確定することは可能でないが、CCSBT 予算と密接な関係を持ちそうな活動は、\*で示されている。これら項目の実際的な予算上の要件は、技術的ワークショップ、SAG 又は SC 会合でより詳細に決定されるであろう。特に、財政的な要件は、特に標識放流及びオブザーバー計画の実施のために、2002 年に急激に増加しそうである。

SRP 構成要素と実施活動		実施者	最終期限
<b>1. Characterisation of SBT Catch ミナミマグロ漁獲量の評価</b>			
1.1	CCSBT 加盟国及び非加盟国によって現在実施されているミナミマグロ漁獲量及び努力量データ収集システムに関連する質問及び必要な情報リストを準備し、またそのような情報を CCSBT 加盟国及び非加盟国に要求する。	CCSBT 事務局 (データベース管理者)	2001 年 5 月 31 日
1.2	1.1 で明記された必要とされる情報に従って、加盟国及び非加盟国によって現在実施されているミナミマグロ漁獲量及び努力量データ収集システムに関する報告書を提出する。	CCSBT 加盟国及び非加盟国	2001 年 6 月 30 日
1.3	加盟国及び非加盟国によって現在実施されている既存のミナミマグロ・データ収集システムの要約を準備する。	CCSBT 事務局 (データベース管理者)	2001 年 7 月 22 日
1.4	SC は、CCSBT の要件に見合うようにミナミマグロ漁獲量及び努力量データ収集システムの改善／実施に向けて、2002 年に実施される次の段階に関して討議し、また勧告する。	科学委員会	2001 年 8 月 SC 会合
1.5	CCSBT データ収集、提案及びデータベース設計の基準を開発する。 受け入れられた基準に見合うようにデータ収集システムの実施又は改善を行う。		2002 年中*
<b>2. CPUE の解釈及び分析</b>			
2.1	CPUE モデルの選択に関する検討文書 (B-ratio、Geostatistical 手法、Regression tree 分析、GLM 分析及び体長に基づくモデル) を作成し、2001 年 8 月の SAG に提出する。	CCSBT 加盟国 諮問パネルメンバー	2001 年 7 月 22 日
2.2	諮問パネルは、2001 年 8 月の SAG 会合での検討のために、簡素化された B-ratio の設計書及びモデル・アプローチに関する科学的な検討文書を準備する。	諮問パネル	2001 年 7 月 22 日*
2.3	適切な CPUE モデル・アプローチを選択すること、またこれらに関する更なる作業を行うために SC に勧告することを目指して、SAG 会合に提出されるモデル検討文書を評価及び討議する。	SAG 会合参加者との相談 の下に諮問パネル	2001 年 8 月 SAG 会合
2.4	ミナミマグロの評価に適切な CPUE モデル・アプローチを更に検討する。 実施可能な CPUE 解釈に関する調査 (CIE) の必要性及び設計基準を評価する。		2002 年中*

<b>3. 科学オブザーバー計画の開発</b>			
3.1	CCSBT 加盟国、非加盟国及び他の地域漁業管理機関によって運用されている既存のオブザーバー計画に関する質問及び必要となる情報リストを準備する。	SC 議長	2001年5月31日
3.2	CCSBT 加盟国、非加盟国及び他の地域漁業管理機関（IATTC、SPC 及び FFA を含む。）によって実施されている既存のオブザーバー計画に関する情報を要求する。	CCSBT 事務局	2001年6月1日
3.3	3.1 に明記された必要な情報に従って、CCSBT 加盟国、非加盟国及び他の地域漁業管理機関によって実施されている既存のオブザーバー計画に関する報告書を提出する。	CCSBT 加盟国及び非加盟国	2001年6月30日
3.4	既存のオブザーバー計画に関連して、CCSBT 加盟国、非加盟国及び他の地域漁業管理機関から得た全ての情報を比較し要約する。	CCSBT 事務局	2001年7月22日
3.5	SC は既存のオブザーバー計画に関する情報を討議し、ミナミマグロ・オブザーバー計画の必要条件及び基準の開発に関する初めの勧告を行う。	科学委員会	2001年8月 SC 会合
3.6	CCSBT オブザーバー訓練及びデータ収集のための基準を開発する。 ミナミマグロ漁業に関する科学オブザーバー計画を実施する。		2002 年中
<b>4. ミナミマグロ標識放流計画の開発</b>			
4.1	ミナミマグロ標識放流計画を調整する計画に関連して、閉会期間中に加盟国間で通信による意見交換を行う。	CCSBT 加盟国	2001年6月30日
4.2	科学委員会での検討のために標識放流計画の提案を準備する。	CCSBT 加盟国	2001年7月22日
4.3	標識放流計画提案をレビューし、予算や技術的作業部会の必要条件の検討を含むミナミマグロ標識放流計画の枠組みの準備を行うこと。	加盟国との相談の下に 諮問パネル	2001年8月 SC 会合
4.4	ミナミマグロ標識放流計画提案を最終化するため、オーストラリアの適切な場所で標識放流作業部会を開催する。	標識放流計画の立案に関係する CCSBT 加盟国及び非加盟国。 SC 議長	2001年9月下旬 の3-4日間* SC 議長
4.5	CCSBT 8 での承認のため、ミナミマグロ標識放流計画提案最終版を提出する。	SC 議長	CCSBT8
4.6	ミナミマグロ標識放流計画の実施。		2001 年後半及び 2002 年中*

## 拡大科学委員会及び拡大科学委員会を設置する決議

ミナミマグロ保存委員会（委員会）は、

ミナミマグロ（SBT）資源の持続性を確保するには、この種を漁獲する全ての国及び団体又は漁業団体が委員会を通じて伴に作業することが必要であることを認識し、

委員会の保存管理措置に従わない、国及び団体又は漁業団体によるミナミマグロの継続的漁獲が、それら措置の効果を本質的に減退させていることを考慮し、

ミナミマグロの保存のための条約(条約)へ加盟するのに適格である全ての国が加盟することを奨励される、またミナミマグロ漁船を有する団体又は漁業団体が、委員会の保存管理措置を実行することを奨励される継続的な必要性を認識し、

以下の通り決議した。

1. 条約第8条3項（b）及び15条4項に従い、委員会はミナミマグロ保存拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する。それらは、条約締約国、及び過去3年にミナミマグロを漁獲した漁船の旗国であって、この決議に従って拡大委員会によってメンバーの資格を与えられた団体又は漁業団体からのメンバーから構成される。
2. 拡大委員会及び拡大科学委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量に関して決定することに限ることなく、委員会及び科学委員会と同様の任務を行う。全てのメンバーは平等な投票権を有する。拡大委員会及び拡大科学委員会に関しては、委員会及び科学委員会に関連する条約の規定（第6条から第9条、第6条9項及び第6条10項は除く。）に必要な変更を加えて適用する。決議に規定された条約の条項、又はパラグラフ6で規定されている書簡の交換を含むこの決議の解釈及び実施に関する紛争は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁及びその紛争の当事者が合意した他の平和的手段によって解決される。
3. 委員会の事務局は、拡大委員会の事務局として職務を行う。
4. 拡大委員会は、採択した全ての決定を、委員会が会期中であるならば直ちに委員会に報告し、又は他の場合には、委員会の次の会合又は会期前に直ちに報告する。そのように報告された決定は、委員会がその反対の決議を行わない限り、それらが報告された会期の終わりに委員会の決定となる。拡大委員会による適切な審議を優先すること無しに、拡大委員会の運営、又は拡大委員会の各メンバーの権利、義務又は地位に影響する委員会のいかなる決定も行われるべきでない。
5. 拡大委員会の手続き規則は、この決議に添付されているとおりである。規則のいかなる変更も拡大委員会によって行われる。
6. 過去3年間にミナミマグロを漁獲した漁船の旗国であるいかなる団体及び漁業団体は、拡大委員会のメンバーになるため、委員会の事務局長にその意向を表明することができる。委員会の事務局長は、委員会を代表して、この趣旨において、そのような団体及び漁業団体の代表者と書簡の交換を行う。その書簡の交換において、申請者は、委員会に対して、条約の条項を尊重し、またパラグラフ4に従って委員会の決定となる拡大委員会の決定に従う確固とした公約を行う。

7. 拡大委員会が申請者の受け入れを決定した場合には、拡大委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量を設定する委員会の次の決定を保留して、申請者のミナミマグロの漁獲レベルを管理する方法を申請者と協議する。前節に規定された成功裏の協議完了に関連して、事務局長は、パラグラフ 6 に規定されているように申請者と書簡の交換を行う。これにより、申請者は直ちに拡大委員会のメンバーの地位を有する。
8. 委員会の加盟国でない拡大委員会のいかなるメンバーも、委員会及び科学委員会を含む補助機関の会合へのオブザーバーとして、専門家及び顧問を同伴する一人の代表者を指名する権利が与えられる。そのような代表者は、委員会及びその補助機関の会合でオブザーバーとして出席し発言する権利が与えられる。
9. 拡大委員会は、年間予算を決定する。そのメンバーとして受け入れられた申請者の予算の分担金は、条約第 11 条に必用な変更を加えて適用することで決定される。
10. 拡大委員会の運営における団体及び漁業団体の参加に関連するこの決議の規定は、ただ条約の目的のためだけにある。
11. 手続き規則は、規則 5 のパラグラフ 3 を削除し、以下を代用することで修正される。

“3. 各年次会合の暫定議題は、議長と協議の上、事務局長によって準備される。その暫定議題は、会議開催の 60 日前までに事務局長によって全ての加盟国に発送される。暫定議題は以下を含む。

  - (a) 拡大委員会による決定の承認。
  - (b) 委員会が、事前に暫定議題に含めることを決定している全ての項目。また、
  - (c) 委員会の加盟国によって要求されているものに含まれる全ての捕捉項目。

## ミナミマグロ保存拡大委員会の手続き規則

### 規則 1

#### 代表権

- 1.各メンバーは、拡大委員会において三人以下の代表者により代表されるものとする。これらの代表者は、専門家及び顧問を同伴することができる。各メンバーは、拡大委員会の事務局長に、団長及び代表団に同伴している専門家及び顧問の確認を含む拡大委員会の代表者の氏名を通知する。また、その変更についても、拡大委員会の各会合開始前の出来る限り事前に通知する。
- 2.各メンバーは、閉会期間中における事務局長との連絡に主要な責任を有する担当者を指名する。また、迅速に事務局長にその担当者の氏名及び連絡先、又はその変更を通知する。

### 規則 2

#### 他の問題

規則 4（3）及び規則 9 を除くミナミマグロ保存委員会の手続き規則は、他の問題に関しては必用な変更を加えて拡大委員会に適用される。

議題草案  
CCSBT—生態系関連種作業部会  
2001年11月26—28日（開催地未定）

1. 開会
  - (i) 議長の選定
  - (ii) 議題の採択
2. 報告
  - (i) 加盟国の報告（1998年6月の前回の会合から実施された活動）
  - (ii) 非加盟国の報告
3. 関連する国際協定のレビュー
4. ERS 作業部会に関連する他の組織の会合報告
5. 特に以下に関連して、ミナミマグロに関連する種（生態系関連種）に関わる問題に関する情報及び意見の提供
  - (a) ミナミマグロ操業によって影響を受ける種（魚種及び非魚種の両方）
  - (b) ミナミマグロ資源の状況に影響する捕食種及び餌料種
6. 関連する教育及び公開活動
7. ミチゲーション手法での優先的調査の最新化（ERSWG 3 別紙 5）
8. ERSWG の運営枠組みの最新化（ERSWG 3 別紙 11）
9. 将来の調査活動の提案
10. 将来の作業計画
  - (i) 次の ERSWG 会合の議題草案
  - (ii) 閉会期間中の作業
11. 結論
  - (i) 会合報告書の採択
  - (ii) 次期会合時期の勧告
  - (iii) 閉会

## 2001 年後期の会合予定表

2001 年 4 月 21 日

項目	日時
CCSBT 7	2001 年 4 月 18-21 日 オーストラリア、シドニー (4 日間)
(データ交換プロセスの実施)	2001 年 4 月 30 日
資源評価グループ • 資源評価 • 管理戦略に関する初めの討議	2001 年 8 月 19-26 日 日本、東京 (8 日間)
科学委員会	2001 年 8 月 28-31 日 日本、東京 (4 日間)
SRP 標識放流計画作業部会	2001 年 9 月下旬 オーストラリア (3-4 日間)
CCSBT 8	2001 年 10 月 15-19 日 日本、宮古 (5 日間)
生態関連種作業部会	2001 年 11 月 26-28 日 日本 (3 日間)

## 規則 10

### 報告書

1. 事務局長は、全ての委員会の年次会合及び特別会合の報告書を用意するものとする。年次会合の報告書には、前回の年次会合以降の委員会活動の要約が含まれるものとする。事務局長は、年次会合又は特別会合の終了までに修正され得るとの条件の下に、その採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。
2. 年次会合又は特別会合が中断した場合には、事務局長は、中断前に会合の報告書を用意することを委員会から求められることがある。この場合には、事務局長は、修正され得るとの条件の下に、会合の中断前にその採択のための報告書案を委員会に提出するものとする。年次会合又は特別会合に適用される規則は、中断された会合にも適用する。
3. すべての補助機関及び諮問機関は、それぞれの会合の終了前に、報告書を採択し、次回の委員会の会合に報告書を提出するものとする。
4. このパラグラフに従って、委員会会合の報告書は、加盟国が委員会会合の報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、その報告書が採択された場合に委員会の外部に公表されることになる。この要求は、報告書が採択される前に行われなければならない。その場合に委員会はその公表を制限するか否かについて、また制限する範囲について決定する。
5. 補助機関又は諮問機関からの委員会への報告書は、加盟国がその補助機関及び諮問機関の報告書又はその報告書の特定の部分を公表しないことを要求しない限り、その報告書が提出される委員会会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、補助機関及び諮問機関の報告書が提出される委員会会合の報告書の採択前に行われなければならない。
6. パラグラフ 8 及び 9 に従って、委員会会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。

7. パラグラフ 8 及び 9 に従って、委員会の補助機関又は諮問機関の会合に提出された文書は、その文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）がその公表を制限する要求をしない限り、その補助機関又は諮問機関の報告書が提出されている委員会会合の報告書が採択された場合に、委員会の外部に公表される。その要求は、その報告書の採択前に行われなければならない。
8. 仮に委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、以前に委員会並びに補助機関又は諮問機関へ提出された文書のデータを含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、それを公表する許可を得る前に以前の文書の制限を要求した著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）の許可を得なければならない。以前の文書の著者又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）が、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。
9. 委員会並びに委員会の補助機関又は諮問機関に提出された文書が、データ又はデータの成果物を含んでおり、その公表が制限されている場合には、その文書の著者、又は加盟国（その著者が加盟国の代表者である場合）は、その公表のためその元データを有する加盟国の許可を得なければならない。その元データを有する加盟国は、その文書の関連する部分の公表を制限することを要求してもよい。
10. 委員会が別途決定しない限り、各加盟国は、委員会の会合前に、その会合で検討されることとなっている補助機関又は諮問機関の文書及び報告書の写しを、加盟国が相談する必要があると考える自国内の個人又は組織に回章することができるものとする。加盟国は、公表された書類になるまでは、これらの文書及び報告書が秘扱いとされること、及び、それらを公表したり、メディアにリリースしないことについて、それらの個人又は組織から必要な保証を得なければならない。
11. 委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合に提出された文書、及び、委員会、又は補助機関あるいは諮問機関の会合の報告書は、加盟国及びオブザーバーに無料で配布されるものとする。公表された文書及び報告書の印刷物は、印刷及び配布のための経費を補うものとして、事務局長によって定められた料金で、一般に配布するものとする。委員会の報告書の電子コピーはインターネット上で入手可能とするものとする。